

# 北海道森林づくり基本計画 (案)

令和 4 年 ○ 月  
北 海 道

# 北海道森林づくり基本計画 目次

はじめに	1
第1 計画策定の考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画策定の手法	2
4 計画の期間等	2
第2 森林づくりに関する基本的な方針	3
1 森林づくりを取り巻く情勢	3
2 計画の基本的な方針	9
3 施策展開に当たっての留意事項	11
第3 計画の目標	12
1 基本的な考え方	12
2 長期的な目標	13
第4 施策の展開方向	19
1 森林資源の循環利用の推進	19
重点取組① ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり	20
重点取組② 広葉樹資源の育成・有効活用	21
重点取組③ 道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化	22
重点取組④ 森林づくりを担う「人材」の確保	23
重点取組⑤ スマート林業による効率的な施業の推進	24
重点取組⑥ HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大	25
1-1 森林の整備の推進及び保全の確保	26
1-2 林業の健全な発展	31
1-3 木材産業等の健全な発展	34
2 木育の推進	37
重点取組⑦ 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進	37
2-1 道民の理解の促進	38
2-2 青少年の学習の機会の確保	40
2-3 道民の自発的な活動の促進	41
3 山村地域における就業機会の確保等	43
4 森林づくりに関する技術の向上	45
5 道民の意見の把握等	47
6 道有林野の管理運営	48
第5 連携地域別の森林づくりの取組方向	50
1 道央広域連携地域	50
2 道南連携地域	54
3 道北連携地域	57
4 オホーツク連携地域	60
5 十勝連携地域	63
6 釧路・根室連携地域	66
第6 計画の推進体制	69
1 推進体制	69
2 市町村や関係団体との連携	69
3 国有林との連携	69
4 推進管理	70
資料編	71
資料1 SDGsの17の目標（ゴール）について	71
資料2 用語解説	73

本文中で「〇〇〇※」と表示された用語について、資料編の用語解説で説明。

## はじめに

北海道の森林は、全国の森林面積の 22%を占め、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収する役割を果たすなど、私たちにとってかけがえのない貴重な財産となっています。

本道の林業・木材産業は、この豊かな森林資源を礎とし、森林を守り、育て、産出される木材の有効利用を図りながら、地域の基幹産業として発展してきました。今から 20 年ほど前には、木材を供給する役割に重きが置かれ、貴重な天然林資源が減少し、その豊かさが損なわれてきた面もありました。また、輸入木材の増加などの厳しい情勢から、林業及び木材産業等の事業活動が停滞し、森林の多面的機能<sup>\*</sup>の持続的な発揮が危ぶまれる状況も生まれていました。こうした中、道では、平成 14 年（2002 年）に、全国に先駆けて「北海道森林づくり条例」を制定し、条例に基づき「北海道森林づくり基本計画」を策定し、百年先を見据えた森林づくりを進めてきました。

戦後、先人たちが植え、育ててきた人工林が利用期を迎える中、これまでの取組により、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用<sup>\*</sup>が進みつつあります。また、北海道発祥の木育により、道民との協働による森林づくりが広がる中、平成 30 年（2018 年）に全国初の「北海道植樹の日・育樹の日条例」が制定されるとともに、令和 3 年（2021 年）には全国育樹祭が開催されるなど、植樹・育樹活動への気運も高まっています。

一方で、少子高齢化が進む中での森林づくりを担う人材の育成・確保や、森林吸収源対策による「ゼロカーボン北海道<sup>\*</sup>」実現への貢献など、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は大きく変化しています。中長期的には、これまで伐採の主体となってきた 30 年から 60 年生の人工林資源の減少が見込まれ、多様な資源を持続的に利用できる林業・木材産業の確立といった課題に 대응していくことも必要です。

こうした状況を踏まえて、道では、本計画において、ゼロカーボン北海道<sup>\*</sup>の実現に向けた活力ある森林づくりや広葉樹資源の育成・有効活用、スマート林業<sup>\*</sup>による効率的な施業の推進、HOKKAIDO WOOD<sup>\*</sup>ブランドの浸透による道産木材の需要拡大、さらには木育マイスター<sup>\*</sup>や企業などによる木育活動の推進などを新たに施策展開の重点的な柱に位置づけるとともに、今後 20 年程度を見通した「目指す姿」や数値目標、施策の展開方向などを示し、山村地域の活性化を図りながら、道民や事業者の参画のもとで、北海道にふさわしい豊かな森林を守り、育て、将来の世代に引き継ぐことができるよう、森林づくりを進めていきます。

# 第1 計画策定の考え方

## 1 計画策定の趣旨

「北海道森林づくり基本計画」（以下「基本計画」とします。）は、「北海道森林づくり条例」（平成14年北海道条例第4号。以下「条例」とします。）の第9条の規定に基づき、百年先を見据えた森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

道民をはじめ、森林所有者、事業者に対しては、この基本計画に則した自主的・積極的な取組を期待します。

## 2 計画の位置付け

基本計画は、中長期的な視点に立って、条例の目的を実現するために森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項を示すものであり、北海道総合計画に沿った特定分野別計画<sup>\*</sup>として位置づけられています。

## 3 計画策定の手法

基本計画の策定に当たっては、条例の規定に基づき、北海道環境基本計画との調和を保ち、水産業や景観づくりに配慮するとともに、道民の方々の意見や、北海道森林審議会の意見を聞いて策定しています。

## 4 計画の期間等

基本計画は、令和4年度（2022年度）から13年度（2031年度）までの10年間を計画期間とし、社会情勢の変化等に適切に対応していくため、進捗状況を定期的に点検するとともに、5年ごとに見直しを行うものとします。

なお、基本計画は、20年程度を見通して定めている国の森林・林業基本計画との整合性を考慮するとともに、北海道総合計画に沿った計画にする必要があることから、百年先を見据えた長期的な目標の達成に向けて、今後20年を見通した展望のもと、当面10年間の施策を示しています。

## 第2 森林づくりに関する基本的な方針

### 1 森林づくりを取り巻く情勢

#### (1) 森林づくりの動向

##### ア 世界・国内の森林づくりを取り巻く情勢

###### <世界の木材需要等の情勢>

世界の木材消費量は、近年、世界経済の成長を背景として緩やかに増加しています。国際貿易交渉の舞台では、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(平成30年(2018年))や、日EU経済連携協定(EPA)(平成31年(2019年))などが相次いで発効したほか、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の発効に向けて、令和2年(2020年)に我が国を含む15の協定参加国が署名を行うなど、林産物を含む関税の削減・撤廃など、幅広い分野でのルール構築をめざす動きが加速しています。

このような中、新型コロナウイルス感染症が世界経済に大きな影響を与えており、令和2年(2020年)以降は、米国の住宅着工戸数の急増や、中国の木材輸入量の増加、海上輸送運賃の急激な値上がりなどにより木材価格が世界的に上昇し、我が国でも建築用輸入材の価格高騰や輸入量の減少が生じ、国産材の需要が拡大しています。

###### <国の政策等>

###### ～森林環境税<sup>\*</sup>の創設～

平成28年(2016年)には、令和2年(2020年)以降の温室効果ガス削減等に関する国際的枠組みである「パリ協定<sup>\*</sup>」が発効し、温室効果ガスの吸収源・貯蔵庫として地球温暖化<sup>\*</sup>対策に貢献する森林の重要性が高まっています。こうした中、パリ協定における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に加え、近年多発している集中豪雨等による山地崩壊などの災害の防止に向けて、森林整備<sup>\*</sup>等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税<sup>\*</sup>が創設され、令和元年度(2019年度)から市町村及び都道府県に対し、譲与が開始されています。

また、平成31年(2019年)4月には、手入れが行われていない森林を所有者に代わって市町村が主体となって適切な経営管理を行う制度が創設されています。

###### ～「森林・林業基本計画」の改定～

我が国の人工林は、その半数が50年生以上に達しており、本格的な利用期を迎える中で、全国の木材自給率は平成14年(2002年)の19%を底に増加傾向にあり、令和2年(2020年)には42%となっています。

こうした中、国では、令和3年(2021年)6月に改定された「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、「2050年カーボンニュートラル」も見据えた豊かな社会経済の実現を図ることとしています。

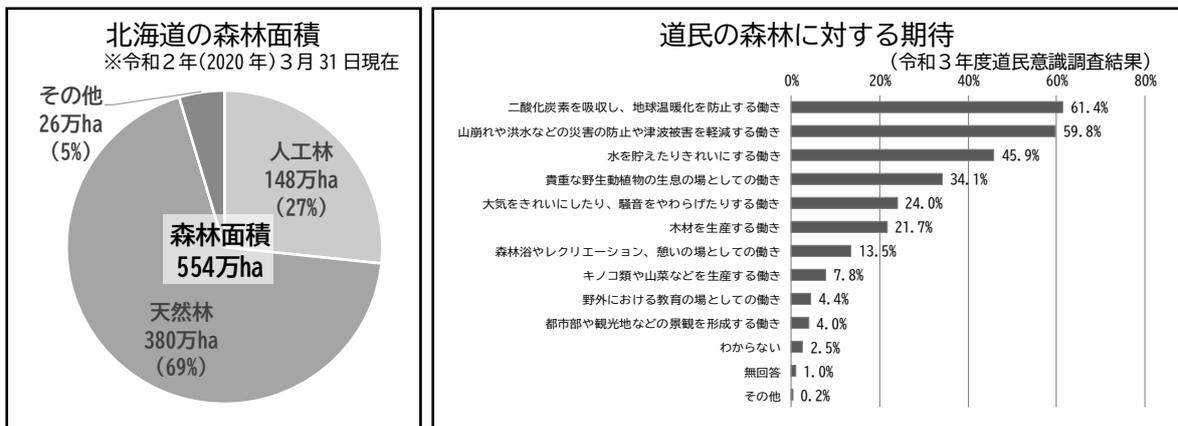
また、令和3年(2021年)6月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を一部改正し、木材の利用を促進する対象を民間建築物を含む建築物一般に拡大するなど、脱炭素化社会の実現に向けた国民運動を展開することとしています。

## イ 本道の森林づくりを取り巻く情勢

### <本道の森林と期待される役割>

本道は、土地面積の69%(北方領土を除く)、全国の森林面積の22%を占める554万haの森林資源を有しており、このうち約7割が天然林、約3割が人工林となっています。総蓄積は約8.2億m<sup>3</sup>で、天然林が5.5億m<sup>3</sup>(うち7割が広葉樹、3割が針葉樹)、人工林が2.7億m<sup>3</sup>(うち9割が針葉樹、1割が広葉樹)となっています。

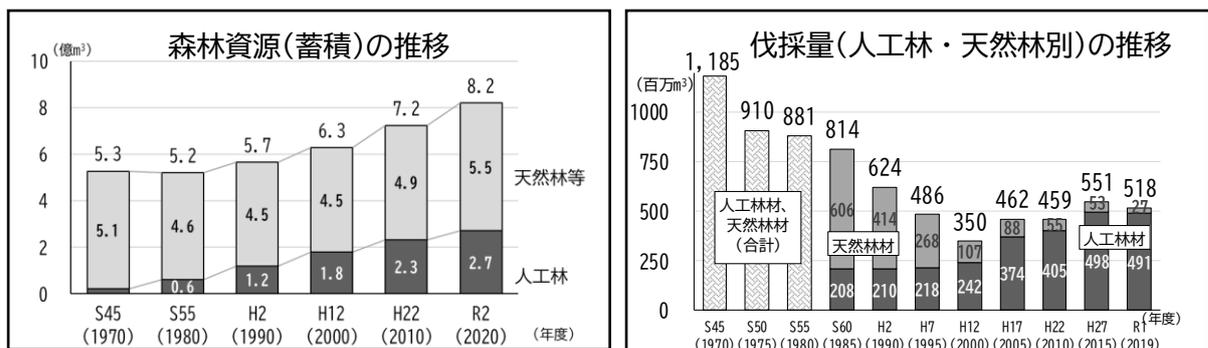
本道の森林には、二酸化炭素の吸収による地球温暖化<sup>\*</sup>の防止をはじめ、山崩れや洪水など災害の防止、水質の浄化などの働きについて道民から大きな期待が寄せられており、こうした森林の有する公益的機能<sup>\*</sup>を持続的に発揮するための森林づくりが求められています。



### <林業・木材産業を支える森林資源>

林業・木材産業は、森林資源を利用する産業であり、長期にわたる資源の推移を把握し、育成を図っていくことが重要です。

戦後植林されたカラマツやトドマツなど本道の人工林資源は着実に増加しています。人工林の8割は利用期を迎えており、道内の伐採量の9割を人工林材が占めています。一方で、戦前から戦後にかけて本道の林業・木材産業を支えてきた天然林資源は、昭和50年代以降、伐採量が大きく減少しており、近年では資源が回復しつつあります。



### <ゼロカーボン北海道への貢献>

道では、令和2年（2020年）3月に、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道※」の実現に向けた取組を進めることとしており、本道の森林による二酸化炭素の吸収や、木材・木製品による炭素固定量の確保にも期待が寄せられています。

### <林業従事者の動向と北森カレッジの開校>

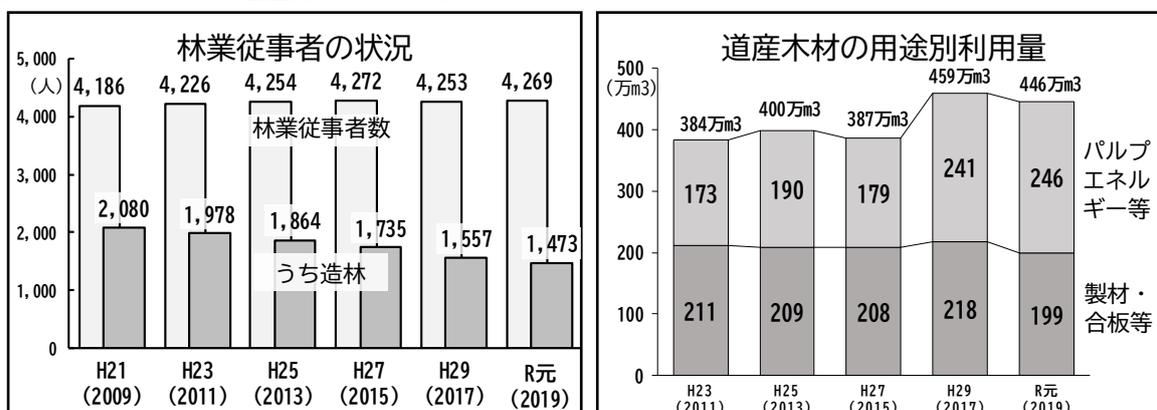
本道では、人工林の利用期を迎え伐採量や造林量が増加傾向にある中、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進んでいます。

令和元年度（2019年度）における本道の林業従事者数は4,269人と、近年おおむね横ばいで推移していますが、苗木の植え付けや下刈り※など造林※を担う従事者数はこの10年で約3割減少しているほか、60歳以上の従事者の割合は33%と依然として高い状況にあります。

このような中、道では、令和2年（2020年）4月に道内初の林業の専門学校である「北の森づくり専門学院（略称：北森カレッジ）」を旭川市に開校し、林業・木材産業の現場で即戦力となる幅広い知識と確かな技術を身に付け、将来的に企業等の中核を担う地域に根差した人材の育成に取り組んでいます。

### <道産木材需要の急激な高まり>

道内において、製材・合板※等の木材利用量は横ばいで推移していますが、令和3年（2021年）に入り、北米やヨーロッパから輸入される建築材の価格の高騰や輸入量の減少が顕著になり、道産建築材の需要が高まっています。



### <SDGsに対する関心の高まり>

平成27年（2015年）に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」への関心が社会全体で高まってきています。

SDGsは持続可能な世界の実現に向けた17のゴール（目標）と169のターゲットで構成されており、全世界共通の目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して経済・社会・環境をめぐる諸課題に統合的に取り組むものです。（SDGsの目標については、資料編を参照）

森林の適切な整備・保全や木材利用は、「持続可能な森林の経営」（目標15）を中心に、

水源の涵養(目標6)や山地災害の防止(目標11)、持続可能な生産消費形態(目標12)、気候変動対策(目標13)など、様々な目的に貢献することにつながります。

また、SDGsには、公的機関はもとより、市民や企業等全ての人々の参画が期待されており、特に、企業がSDGsの達成に向けて取り組むことは、企業イメージの向上はもとより、企業の経営戦略の一環としても浸透しつつあります。

## (2) 本道の森林づくりが直面する課題

### ア 中長期的な森林資源の維持・確保

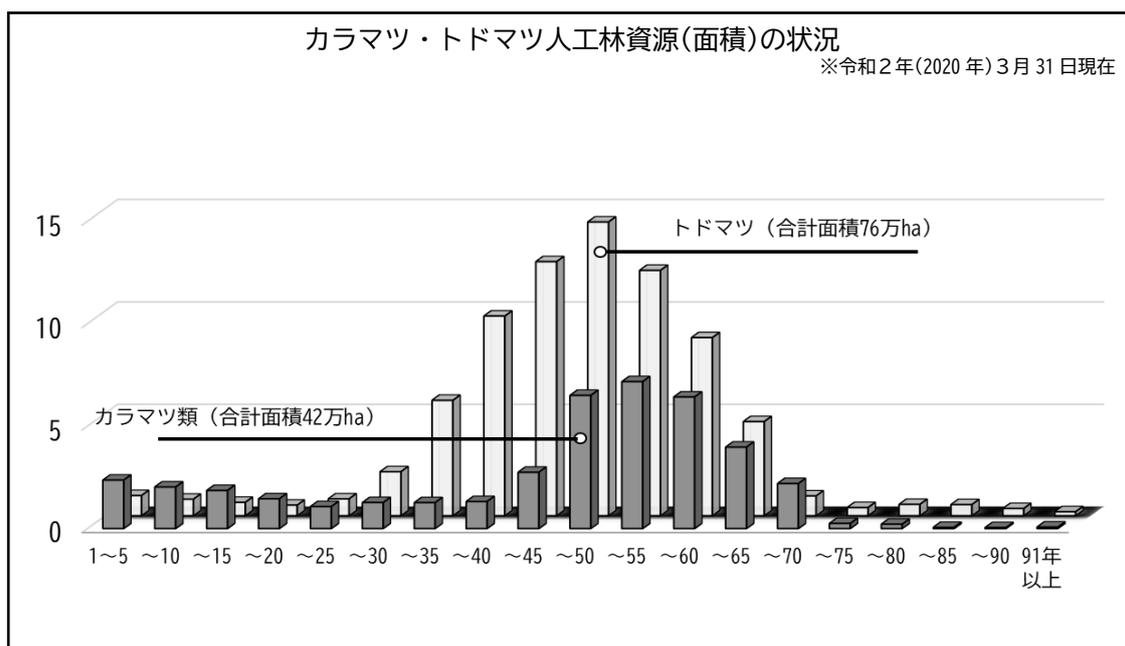
森林の有する公益的機能<sup>※</sup>を十分に発揮させながら、林業・木材産業の持続的な発展を図るためには、生産の基盤である森林を計画的に育成し、資源が維持されるよう取り組むことが必要です。

特に、本道の主要な人工林資源であるカラマツ・トドマツは、戦後から高度経済成長期に植林された資源が多く、中長期的な視点で資源を維持・管理することが課題となっています。

カラマツは、伐採が進み、蓄積も減少傾向にあることから、20~30年後には伐採対象の資源が大きく減少することも懸念され、着実な植林による持続的な資源の造成を進めることが必要です。

また、トドマツは一般民有林での伐採が進まず、20~30年後には腐朽などにより、利用価値の低下が懸念されるため、計画的な伐採と安定的な原木供給を促進するとともに、大径材の有効活用を図ることが必要です。

さらには、近年資源が回復しつつある天然林や、人工林内に自生する広葉樹資源の活用に向けて検討を進め、先進的な技術による資源把握に取り組むなど、環境に十分配慮しながら、広葉樹を育成し、利用する森林づくりに取り組むことが必要です。



## イ 森林による二酸化炭素吸収・固定量の確保

森林の二酸化炭素吸収量は樹木の成長量に比例し、おおむね 20 年生程度までの成長が旺盛な若い森林では吸収量が大きく、年齢の高い森林では徐々に低下することから、植林による森林の若返りを積極的に図り、吸収量の維持・増加につなげることが必要です。

本道では、全国より高い割合で伐採後の植林が実施されていますが、今後さらに、この割合を高めていくためには、これまで以上に効率的に植林を進めることが必要です。

また、成長が早い優良苗木の増産体制の確立、手入れが行われていない森林の整備の一層の促進、長期間炭素を固定する木材利用の促進など、本道における森林吸収・固定量を確保するための取組が求められています。

## ウ 森林づくりを担う人材の確保・定着

本道では、少子高齢化などによる労働人口の減少傾向は今後も続くと予想され、特に担い手が不足している造林<sup>\*</sup>・種苗分野をはじめ、森林づくりを担う人材を道内外から幅広く確保することが必要です。

また、主に屋外で行われる林業は、地形や天候などの変化により効率的な作業に支障を生じる場合もあり、労働災害の発生頻度も高いことから、林業への就業を確保し、定着を図るためには、就労環境の改善や徹底した労働災害防止対策を推進するなど、安全で安心して働くことができる環境を整備することが必要です。

## エ 増加する事業量に対応する森林施業の省力化・効率化

今後、利用期を迎えた人工林を主体に、伐採や植林を着実に進め、森林の若返りを図っていくためには、ICT<sup>\*</sup>等も活用し、森林施業<sup>\*</sup>の効率化を一層推進していくことが必要です。特に、植え付けや下刈り<sup>\*</sup>など人力による作業が多い造林<sup>\*</sup>・保育<sup>\*</sup>分野においては、林業従事者数が年々減少しており、機械化などによる効率化を進めることが急務となっています。

また、本道では、カラマツやトドマツの人工林資源が充実し、高性能林業機械<sup>\*</sup>の導入台数も全国一で、市場を通さず直接原木を工場に運ぶ流通形態など、北海道独自の林業が展開されています。豊かな森林資源に恵まれた本道において、林業・木材産業の成長産業化をより確かなものとしていくためには、本道の特性や強みを活かした北海道らしいスマート林業<sup>\*</sup>を積極的に導入し、作業の効率化・軽労化を図っていく必要があります。

## オ 道産木材の長期的・安定的な供給と利用の促進

輸入材の価格高騰や輸入量の減少による道産建築材等の需要の増加に対応するためには、プレカット工場や住宅建設を担う工務店などと、道産建築材を生産する製材工場等とのマッチングを進めるとともに、品質や性能の確かな道産建築材の供給力の強化を図っていくことが必要です。

また、道では、道産木材製品の魅力を伝え、利用を拡げていくため、平成 30 年度（2018 年度）から、木材産業関係団体などと連携し、「HOKKAIDO WOOD<sup>\*</sup>」ブランドを立ち上げ、国内外でのPR等を行っていますが、ゼロカーボン北海道<sup>\*</sup>の実現に貢献していくため、住宅や公共施設をはじめ、店舗・オフィス等の民間施設、家具、日用品といった身近な暮らしの中で、より多くの道民の方に道産木材を利用していただくよう取組を進めること

が必要です。

## カ 道民理解の醸成

森林づくりを道民全体で支える気運を高めていくためには、森林や木材にふれ、親しむことを通じて豊かな心を育む木育の取組を進めることが必要であり、道では、木育マイスター<sup>※</sup>の育成や普及イベントの実施、小・中学校での環境教育プログラムの提供などにより、木育の定着に取り組んでいます。

今後、森林づくりに対する道民理解をより一層進めるためには、木育マイスターに加え、企業やNPOなどの民間組織、国や市町村、教育関係機関など多様な主体との連携を進め、北海道で生まれた木育の活動を全道に広げることが必要です。

## (3) 基本計画（前計画）の目標の進捗状況

### ア 地域の特性に応じた森林づくり

前計画では、期待される森林の機能に応じて森林を区分し、それぞれの機能を発揮する森林づくりをめざし、森林の区分に応じた適切な整備や保全の実施により「望ましい森林の姿」へ誘導していくための目標の指標として、「育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積」を設定しました。

育成複層林の面積は709千ha(H27)から762千ha(R元)と順調に増加していますが(目標に対する進捗104%)、積極的に取り組むこととしていた人工林の育成単層林から育成複層林への移行が少なく、天然生林から育成複層林への移行が多くなっています。

### イ 林業及び木材産業等の健全な発展

前計画では、造林<sup>※</sup>から保育<sup>※</sup>、伐採までの森林整備<sup>※</sup>の円滑な推進と、産出される木材の有効利用を一体的に進め、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざし、目標の指標として、「森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量」を設定しました。

指標の実績は396万m<sup>3</sup>(H26)から446万m<sup>3</sup>(R元)と順調に推移していますが(目標に対する進捗103%)、パルプ・エネルギー用の木材利用量が145万m<sup>3</sup>から206万m<sup>3</sup>へと大きく増加する一方、製材・合板<sup>※</sup>等の木材利用量は横ばいとなっています。

### ウ 道民との協働による森林づくり

前計画では、木育の全道への普及・定着を図り、豊かな感性と思いやりの心を育む人づくりと、人と森林や木材が深い絆で結ばれる「木の文化<sup>※</sup>」が息づく社会をめざし、木育の理念がどの程度道民に浸透しているかを把握する目標の指標として「木育に関心がある道民の割合」を設定しました。

木育活動で指導的な役割を果たす木育マイスター<sup>※</sup>の認定者数は全道で284名と順調に増加しているものの、指標である木育に関心のある道民の割合の実績は66%となっており、目標値を下回っています。

## 2 計画の基本的な方針

### (1) 施策推進の基本的な方向

本計画では、森林づくりの動向や課題、長期的な資源動向を見据えて、森林の育成を図りながら、条例の基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」、「林業及び木材産業の健全な発展」、「道民との協働による森林づくり」を実現するため、森林資源の循環利用<sup>※</sup>と木育の一層の推進を施策推進の基本的な方向とします。

### (2) 課題の解決に向けた「重点的な取組」

本道の森林・林業・木材産業が直面する喫緊の課題を解決し、森林資源の循環利用<sup>※</sup>と木育の一層の推進を図っていくためには、重点的に取り組む分野について、その目指す姿や取組の手法を具体的に示し、行政や事業者、研究機関などの関係者が共有することにより、主体的な行動を促すことが重要です。

本計画では、森林資源の循環利用<sup>※</sup>の一層の推進を図るため、資源の有効活用、次世代資源の育成に向けて、「ゼロカーボン北海道<sup>※</sup>の実現に向けた活力ある森林づくり」と「広葉樹資源の育成・有効活用」を、また、将来を見据えた林業・木材産業の展開に向けて、「道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化」、「森林づくりを支える『人材』の確保」、「スマート林業<sup>※</sup>による効率的な施業の推進」及び「HOKKAIDO WOOD<sup>※</sup>ブランドの浸透による道産木材の需要拡大」を重点的な取組として位置付けています。

また、木育の一層の推進を図るため、道民運動としての木育の定着に向けて、「木育マイスター<sup>※</sup>や企業などによる木育活動の推進」を重点的な取組として位置付けています。

これら7つの重点的な取組については、具体的な取組内容に加え、行政や事業者等の行動主体を明示するとともに、計画期間内に達成すべき重点的な取組の指標を設定することにより、市町村や事業者などとの協調のもとで着実な推進を図ることとします。

#### 資源の有効活用、次世代資源の育成

##### ア ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり（重点取組①）

「ゼロカーボン北海道<sup>※</sup>」の実現に貢献するため、これまで以上に伐採後の植林や間伐<sup>※</sup>を進め、森林吸収能力が高い活力ある森林づくりを図ります。

具体的には、林業機械や先進技術を活用して造林<sup>※</sup>の低コスト化を進めるとともに、成長が早いクリーンラーチ<sup>※</sup>苗木など優良種苗を増産し、伐採後の植林を積極的に推進します。また、市町村と連携し、手入れが行われていない森林の整備を進めます。

##### イ 広葉樹資源の育成・有効活用（重点取組②）

将来を見据えた広葉樹資源の育成や有効活用に取り組めます。

具体的には、先進技術を用いて広葉樹資源を的確に把握する手法の確立や、針葉樹人工林から針広混交林<sup>※</sup>へ誘導する施業の実施などにより、環境に配慮した広葉樹の供給システムづくりに取り組むとともに、HOKKAIDO WOOD<sup>※</sup>ブランドも活用しながら家具や日用品に使われることの多い広葉樹の魅力を効果的にPRします。

## 将来を見据えた林業・木材産業の展開

### ウ 道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化（重点取組③）

今後、一般民有林からの伐採増加が見込まれる「トドマツ人工林材」を最大限に有効活用するため、品質や性能の確かな建築材としての供給力を強化します。

具体的には、航空レーザ計測<sup>※</sup>等を活用した精度の高い森林調査や、北海道森林管理局や関係団体等と連携した原木の安定供給体制の構築を進めるとともに、道内の住宅や民間施設等でのトドマツ建築材の利用が進むよう、市場が求める製品の生産拡大に取り組みます。

### エ 森林づくりを担う「人材」の確保（重点取組④）

全道で人口減少と高齢化が進む中、道内外から広く、「森林づくりを担う人材を確保」するため、特に従事者が不足している造林<sup>※</sup>・種苗分野をはじめとした担い手の育成・確保や、安全で安心な労働環境の整備といった林業事業体<sup>※</sup>の経営基盤の強化などに取り組みます。

具体的には、地拵え・下刈り<sup>※</sup>作業等の軽労化や、多様なツールを活用した本道の林業の魅力発信、ICT<sup>※</sup>等の技術に精通した人材の育成と段階的なキャリア形成への支援、さらには関係団体と連携した労働安全対策や林業事業体の経営力強化などに取り組みます。

### オ スマート林業による効率的な施業の推進（重点取組⑤）

将来的に見込まれる労働人口の減少など、本道の林業を取り巻く情勢の変化や、木材生産量の増加が見込まれる豊富な森林資源、全国一の高性能林業機械<sup>※</sup>の保有台数といった本道ならではの特性を踏まえ、ICT<sup>※</sup>等の先進技術を幅広く活用した「北海道らしいスマート林業<sup>※</sup>」を展開し、効率的な施業の定着を推進します。

具体的には、機械化の進んでいない造林<sup>※</sup>・保育<sup>※</sup>作業の機械化や遠隔化、自動化を進めるとともに、ICTハーベスタ等を活用した生産性の高い森林作業システムの実証・普及を推進します。

### カ HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大（重点取組⑥）

道民の暮らしに道産木材製品の定着を図るため、道内各地で生産・加工されている様々な木材や木製品について、HOKKAIDO WOOD<sup>※</sup>としてブランド力の強化に取り組むとともに、住宅や公共施設をはじめ、店舗・オフィスなどの民間施設、家具、日用品といった様々な分野で道産木材の需要拡大を進めます。

具体的には、多様なツールを活用したHOKKAIDO WOODの魅力発信や、ゼロカーボンへの貢献の見える化などによる施主や工務店等への働きかけに取り組みます。

## 道民運動としての木育の定着

### キ 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進（重点取組⑦）

森林づくりに対する道民理解を促進するため、多様化する木育活動をコーディネートする木育マイスター<sup>※</sup>の育成やネットワーク化を全道各地域で推進するとともに、環境保全に関心のある企業等に対して木育活動への参加を積極的に働きかけます。

### 3 施策展開に当たっての留意事項

#### (1) ゼロカーボン北海道の実現に向けた森林吸収量の確保

「ゼロカーボン北海道<sup>\*</sup>」の実現に向けて、豊かな森林資源を最大限活用し、森林吸収量の確保を図ることが必要です。

このため、森林による二酸化炭素吸収量の増加に向け、人工林の計画的な伐採と着実な植林や、手入れが行われていない森林の整備など、活力ある森林づくりを進めます。

また、木材利用による炭素固定機能を発揮させるため、住宅や商業施設など長期間炭素を固定する道産木材の利用を促進するとともに、化石燃料の代替により二酸化炭素の排出抑制に資するため、木質バイオマス<sup>\*</sup>のエネルギー利用を促進するほか、環境保全に取り組む企業等と連携した森林づくりや、企業等へのオフセット・クレジットの販売を促進します。

#### (2) 道有林における先導的な森林づくり

北海道の林業・木材産業は、活力ある森林づくりの推進、森林づくりを支える人材の育成・確保、道産木材の幅広い需要拡大など様々な課題に直面しており、その解決に向けて、道有林において、森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくりに取り組んでいく必要があります。

具体的には、人工林において、これまで伐採の主体となってきた30年から60年生の資源の減少が見込まれることから、積極的な伐採・再造林に加え、林内に侵入した広葉樹の育成による針広混交林化を、天然林においては、20年ほど前から伐採が減少し、資源が回復しつつあることから、下層木の育成を目的とした抜き伐りによる活力ある森林への誘導を進め、将来にわたる公益的機能の高度発揮や、地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給に向けて、北海道らしい森林づくりを実践することとします。

#### (3) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

道では、平成30年（2018年）12月、SDGsの目標（ゴール）等を踏まえた、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしています。

本計画の推進に当たっては、森林の持つ多面的機能<sup>\*</sup>はもとより、森林の利用が林業・木材産業を中心にSDGsの様々な目標達成に貢献していることを踏まえ、SDGsの理念との整合に留意して施策を推進します。

なお、本計画の施策展開とSDGsの関係性を視覚化するため、「第4 施策の展開方向」において、関係するSDGsの17の目標（ゴール）を示します。（SDGsの目標については、資料編を参照）

## 第3 計画の目標

### 1 基本的な考え方

森林づくりの目標は、条例の基本理念の実現に向け、道民、森林所有者、事業者のそれぞれの役割に応じた取組を促すとともに、道の施策の方向を示すものです。

特に、森林づくりは、50年、100年といった長い期間を要することから、百年先を見据えた確固とした目標が必要です。

百年先を見据えた森林づくりに対する道民の理解を得るためには、豊かな自然に恵まれ北海道全域に広がっていた百年前の森林の姿を思い描き、森林づくりを通じて、今ある森林の百年先の姿を示すことも必要です。

このため、基本計画では、条例の3つの基本理念に沿って、

- ① 「地域の特性に応じた森林づくり」、
- ② 「林業及び木材産業等の健全な発展」、
- ③ 「道民との協働による森林づくり」

について、「めざす姿」を長期的な目標として描くとともに、それぞれの長期的な目標には、今後20年程度を見通した数値目標を設定します。

この数値目標は、道をはじめとする森林づくりの関係者の取組が円滑に進み、施策展開の効果が発揮された場合に実現可能な水準として設定します。

## 2 長期的な目標

### (1) 地域の特性に応じた森林づくり

#### <長期的な目標（めざす姿）>

百年先を見据え、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、自然条件や社会的条件を踏まえ、発揮を期待する機能に応じて次のとおり森林を区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりを進めます。

- ① 水源を守る森林（水源涵養林）
- ② 山地災害を防ぐ森林（山地災害防止林）
- ③ 快適な生活環境を創る森林（生活環境保全林）
- ④ 生物多様性※を守り、優れた文化や身近な自然とのふれあいを提供する森林（保健・文化機能等維持林）
- ⑤ 木材・木質バイオマス※の効率的な生産を期待する森林（木材等生産林）

#### <目標設定の考え方>

森林資源の循環利用※の推進により、木材の安定供給や利用促進と森林の有する多面的機能※の持続的な発揮を図るため、発揮を期待する機能に応じて森林を区分し、森林施業※の方法や森林を構成する樹種などに着目した分類（育成単層林・育成複層林・天然生林）を行って森林の整備を進める必要があります。

このため本計画では、発揮を期待する機能に応じた望ましい森林の姿と誘導の基本的な考え方を、育成単層林・育成複層林・天然生林の分類ごとに示します。

##### ① 育成単層林

樹種や林齢が同一の樹木により構成される単層の森林。皆伐した後、再造林等により一斉に森林を更新※し、計画的に間伐※などの保育※を実施して森林を育成します。

##### ② 育成複層林

複層化した人工林や、施業を行った天然林など、複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成される複層の森林。抜き伐りや帯状等の部分的な伐採を実施した後、植林や天然力を活用した更新※を行い、計画的に間伐※などの保育※を実施して森林を育成します。

##### ③ 天然生林

自然の推移にゆだね、天然力の活用により成立・維持される森林。

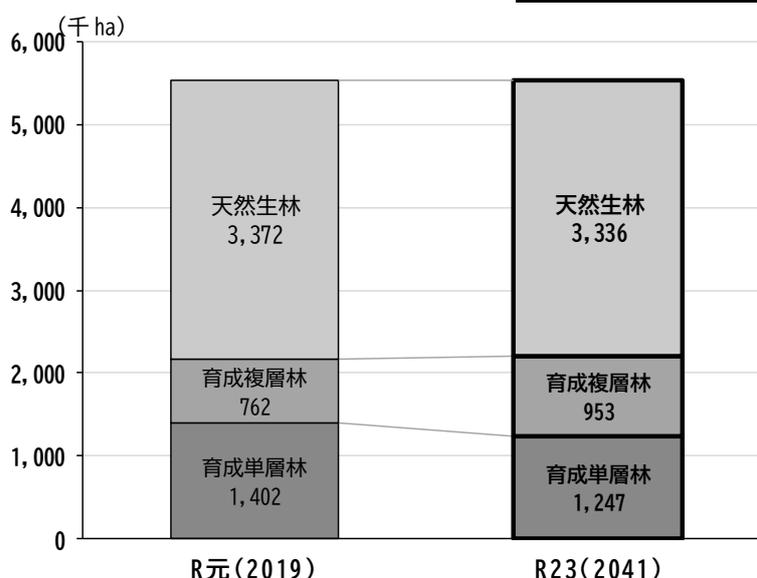
#### <長期的な目標の指標>

森林の区分に応じた適切な森林の整備や保全の実施により「望ましい森林の姿」へ誘導していくことが必要です。

このようなことから、長期的な目標の指標として次の項目を設定します。

**長期目標指標① 育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積**

区分	令和元年度（2019年度）実績	令和23年度（2041年度）目標
育成単層林	1,402千ha	1,247千ha
育成複層林	762千ha	953千ha
天然生林	3,372千ha	3,336千ha



**<育成単層林>**

木材等生産機能の発揮が求められる森林のうち、自然条件や社会的条件が良く、効率的な施業が可能な森林においては、人工林の皆伐、再造林を計画的に実施します。また、先行的に路網<sup>\*</sup>を整備し、高性能林業機械<sup>\*</sup>との組み合わせにより効率的な木材生産を推進します。

公益的機能の発揮が特に求められる一部の森林や、自然条件や社会的条件が悪い森林は、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、植林や針葉樹主体の人工林への広葉樹の導入により育成複層林に誘導することから、面積は減少します。

**<育成複層林>**

抜き伐り等の部分的な伐採を実施した後、植林等により更新<sup>\*</sup>し、間伐<sup>\*</sup>などの保育<sup>\*</sup>を計画的に実施します。公益的機能の高度発揮を図るとともに、森林づくりに伴い産出された木材の有効な活用を図ります。

育成単層林及び天然生林から誘導する森林があることから、面積は増加します。

**<天然生林>**

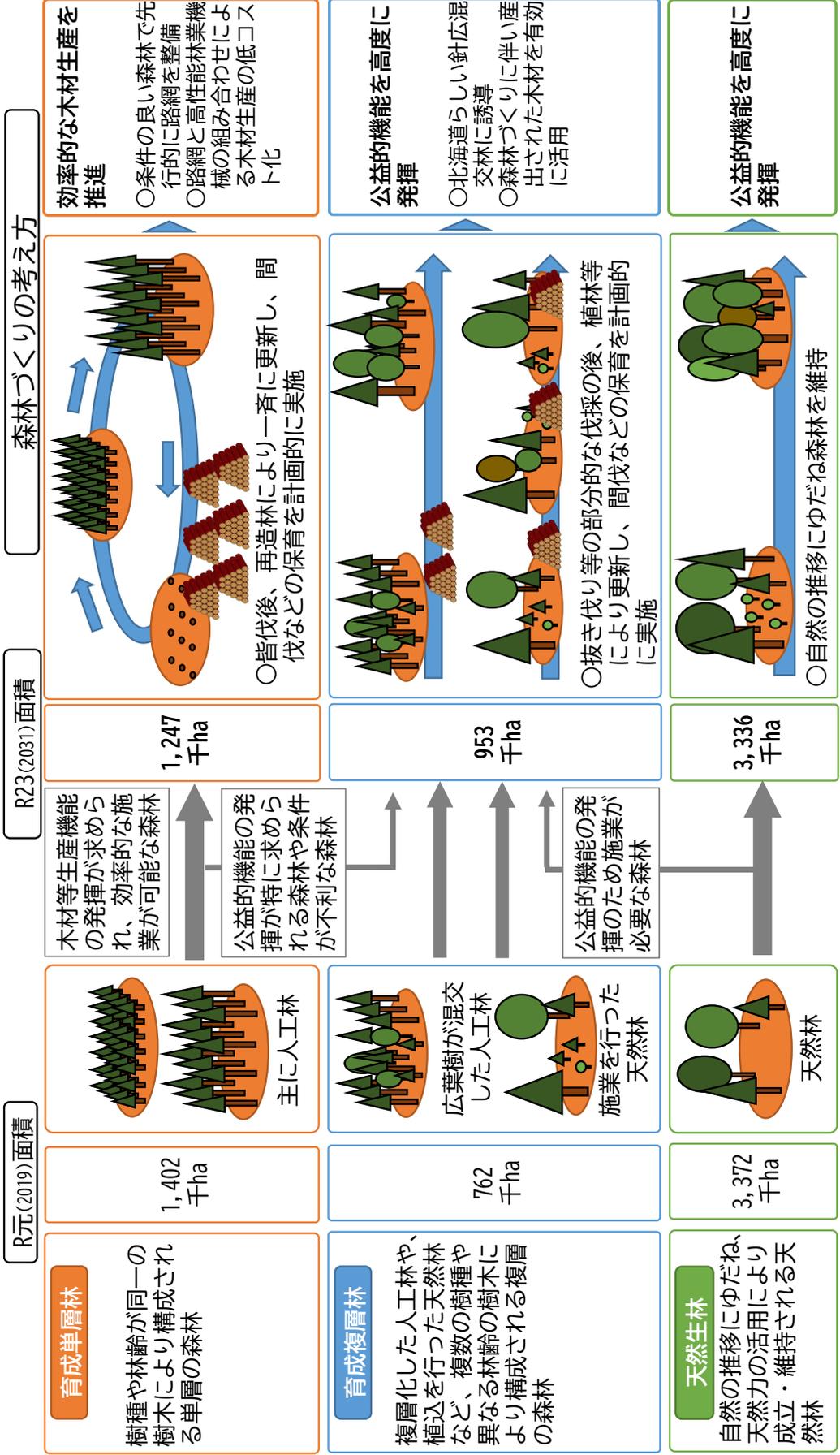
自然の推移にゆだね森林を維持し、公益的機能の高度発揮を図ります。

一部の森林は適切な森林施業<sup>\*</sup>を行う必要があるため、育成複層林に誘導することから、面積は減少します。

## 長期的な目標の指標「育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積」

木材の安定供給や利用促進と森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、発揮が期待される機能を区分し、森林施策の方法や森林を構成する樹種などに着目した分類（育成単層林・育成複層林・天然生林）を行って適切な森林の整備を進めることが必要

### 長期的な目標の指標として、20年後の育成単層林・育成複層林・天然生林の面積を示します



発揮を期待する機能に応じた望ましい森林の姿と誘導の基本的な考え方

期待する機能に応じた森林の区分	望ましい姿	誘導の基本的な考え方
<p>水源涵養林 面積：410万ha (令和2年度(2020年度))</p>	<p>良質な水の安定供給や洪水の発生防止のため、ダム集水域や主要な河川の上流、水道取水施設等の周辺に位置し、下層植生とともに樹木の根が発達することにより水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林。</p>	<p>&lt;育成単層林&gt; 自然条件・社会的条件が良く、木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採面積の縮小・分散や間伐の繰り返しによる伐期の長期化を進めつつ、引き続き育成単層林として維持します。 その他の森林では、伐採に伴う裸地化の影響の軽減のため、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、植林や広葉樹の導入等による確実な更新を図り、育成単層林に誘導します。 &lt;育成複層林&gt; 育成複層林の維持を基本とします。 &lt;天然生林&gt; 天然生林の維持を基本としますが、公益的機能の発揮のために継続的な保育や植林などの施策が必要な森林については、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入等により育成複層林へ誘導します。</p>
<p>山地災害防止林 面積：110万ha (令和2年度(2020年度))</p>	<p>土砂の流出や崩壊などの山地災害から道民の暮らしを守るため、集落や公共施設等の周辺に位置し、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達して土壌を保持する能力に優れ、必要に応じ山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。</p>	<p>&lt;育成単層林&gt; 公益的機能の継続的な発揮の観点から、間伐の繰り返し等により長期にわたって育成単層林を維持するか、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入等により育成複層林へ誘導します。 なお、生物多様性保全機能の発揮が求められる森林では天然力を活用した更新を促し針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導します。 &lt;育成複層林&gt; 育成複層林の維持を基本としますが、生物多様性保全機能の発揮が求められる森林では必要に応じて天然力の活用により天然生林へ誘導します。</p>
<p>生活環境保全林 面積：10万ha (令和2年度(2020年度))</p>	<p>強風や、波浪、霧、積雪などの気象災害を防ぎ、騒音などの影響を緩和して道民が暮らしやすい生活環境を創りだすため、集落や農地、公共施設等の周辺に位置し、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど様々な被害に対する抵抗力が高い森林。</p>	<p>&lt;天然生林&gt; 天然生林の維持を基本としますが、公益的機能の発揮のために継続的な施策が必要な森林については、保育や植林等により育成複層林へ誘導します。</p>
<p>保健・文化機能等維持林 面積：100万ha (令和2年度(2020年度))</p>	<p>貴重な森林生態系の保全や、道民が身近な自然とふれあう場の提供、優れた自然景観の維持・形成などのため、多様な樹種や樹齢で構成され、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。</p>	<p>&lt;育成単層林&gt; 自然条件・社会的条件の良い森林においては、育成単層林として確実に維持し、木材生産を積極的に行う森林として資源の充実に努めます。 それ以外の森林については、帯状または群状の伐採と植林等による確実な更新を図り育成複層林へ誘導します。 &lt;育成複層林&gt; 育成複層林の維持を基本とし、広葉樹等の持続的な生産を図ります。</p>
<p>木材等生産林 面積：100万ha (令和2年度(2020年度))</p>	<p>林地生産力や傾斜等の自然条件や、集落からの距離など社会的条件が良く、路網が適切に整備され、木材等の生産に適した樹種・年齢構成からなる森林。</p>	<p>&lt;育成単層林&gt; 自然条件・社会的条件の良い森林においては、育成単層林として確実に維持し、木材生産を積極的に行う森林として資源の充実に努めます。 それ以外の森林については、帯状または群状の伐採と植林等による確実な更新を図り育成複層林へ誘導します。 &lt;育成複層林&gt; 育成複層林の維持を基本とし、広葉樹等の持続的な生産を図ります。</p>

※森林の区分ごとの面積は重複があるため、合計は全道の森林面積と一致しません。

## (2) 林業及び木材産業等の健全な発展

### <長期的な目標（めざす姿）>

適切な森林管理に基づく森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざします。

### <目標設定の考え方>

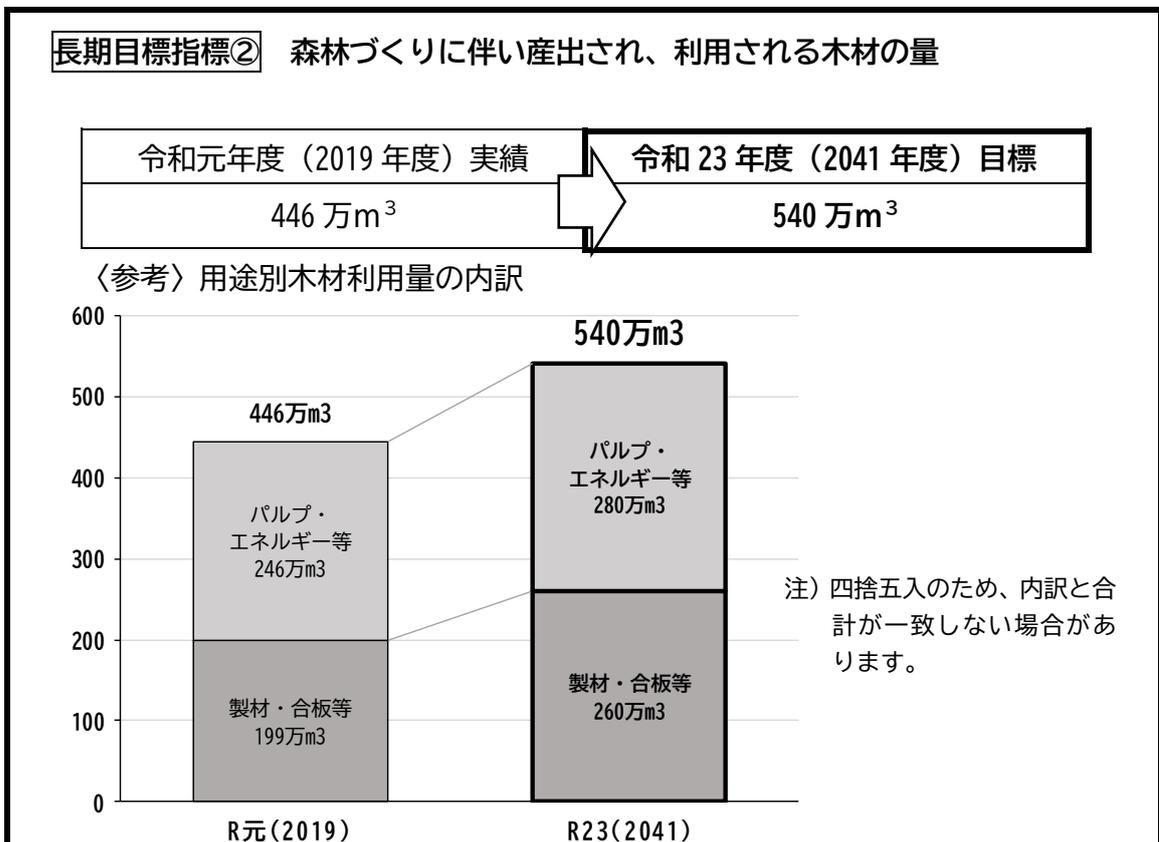
森林づくりに伴い産出される木材の付加価値を高め、有効に活用することにより、造林<sup>※</sup>から、保育<sup>※</sup>、伐採までの森林整備<sup>※</sup>のサイクルを円滑に進めることが可能となります。

林業及び木材産業等の適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能<sup>※</sup>が持続的に発揮されるためには、森林づくりに伴い産出される木材を住宅や店舗、オフィスなどの建築物をはじめ、家具、日用品など様々な分野で利用するとともに、林内に残された幹や枝などの林地未利用材<sup>※</sup>の有効活用を促進することにより、道民生活に木材・木製品の利用が定着する「木の文化<sup>※</sup>」が息づく社会を実現していく姿を示すことが重要です。

### <長期的な目標の指標>

林業の健全な発展は、適切な森林管理に基づく森林づくりを促進し、安定的に木材を産出することにつながります。また、木材産業等の健全な発展は、産出された木材を有効に利用することにつながります。

このようなことから、長期的な目標の指標として次の項目を設定します。



### (3) 道民との協働による森林づくり

#### <長期的な目標（めざす姿）>

道民との協働による森林づくりに向けて、道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保、道民等の自発的な活動の促進を図るため、木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育む「木育」が道民に定着することをめざします。

#### <目標設定の考え方>

木育の取組は、全道各地で開催されている植樹、育樹活動をはじめ、木工製品の製作体験、企業による森林づくり活動など、森林や木材に関わる幅広い取組です。

森林づくりを道民全体で支える気運を醸成するためには、木育マイスター<sup>※</sup>や企業、NPOなどの民間団体、国や市町村、教育関係機関などとの連携のもと、これまでの地域における取組状況などを踏まえ、木育に関する様々な取組を全道に展開し、道民の参加を促進することが重要です。

#### <長期的な目標の指標>

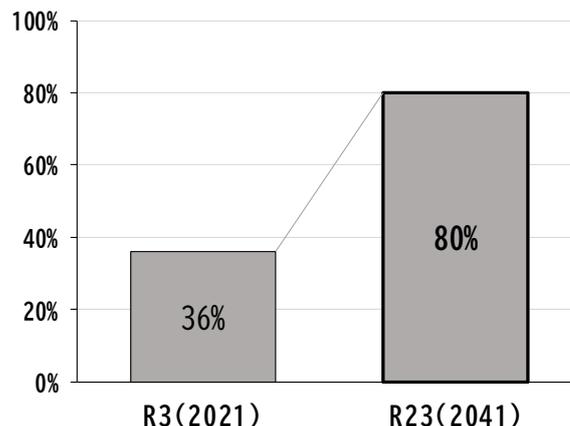
森林や木材に直接触れることはもとより、森林の公益的機能や木材を使用することの意義などについての理解を深め、家具などを道産木材に変えることなども木育の取組です。

このようなことから、木育がどの程度道民に定着しているかを把握する長期的な目標の指標として次の項目を設定します。

#### 長期目標指標③ 木育<sup>※</sup>に取り組んでいる道民の割合

令和3年度（2021年度）実績	令和23年度（2041年度）目標
36%	80%

※木育とは「森林づくり活動や木材とのふれあいを通じて、人と、木や森とのかわりを主体的に考えられる豊かな心を育む」取組です。具体的な活動事例として、森林散策や自然観察（森の中を散歩するなど）、植樹・育樹体験（植樹祭への参加、庭に木を植えるなど）、木工体験（木でおもちゃをつくるなど）、道産木製品の購入などが該当します。



## 第4 施策の展開方向

第2「森林づくりに関する基本的な方針」に沿って、条例第11条から22条までの項目ごとに、今後20年程度を見通した施策の展開方向とともに、10年間の施策及び関連する指標を示します。

なお、「1 森林資源の循環利用の推進（条例第14条）」については、「1-1 森林の整備の推進及び保全の確保（条例第11条）」、「1-2 林業の健全な発展（条例第12条）」、「1-3 木材産業等の健全な発展（条例第13条）」に関連する施策のうち、一体的かつ重点的に取り組むべきものとして第2の2（2）のアからカまでに掲げた内容を示しています。

また、「2 木育の推進（条例第18条）」については、「2-1 道民の理解の促進（条例第15条）」、「2-2 青少年の学習の機会の確保（条例第16条）」、「2-3 道民等の自発的な活動の促進（条例第17条）」に関連する施策のうち、一体的かつ重点的に取り組むべきものとして第2の2（2）キで掲げた内容を示しています。



### 1 森林資源の循環利用の推進

#### 施策の展開方向

森林資源の循環利用<sup>※</sup>の推進に向けて、森林整備<sup>※</sup>の推進、広葉樹資源の育成・有効活用、トドマツ材の安定供給と流通体制の強化、担い手の育成・確保、林業の効率化・軽労化及び道産木材の需要拡大について重点的に取り組み、「森林の整備の推進及び保全の確保」、「林業の健全な発展」、「木材産業等の健全な発展」を図ります。

## 資源の有効活用、次世代資源の育成

### 重点取組① ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり

「ゼロカーボン北海道※」の実現に貢献するため、「低コスト施業の推進」、「クリーンラーチ※苗木の増産」及び「適切な間伐※等の推進」に取り組み、活力ある森林づくりを推進します。

#### 〈目指す姿〉

低コストで着実な植林による森林の若返り等により、二酸化炭素吸収量を確保

#### 〈取組の具体的な内容〉

区分	取組内容	行動主体
低コスト施業の推進	○植林適地での植林 ・自然的・社会的条件を踏まえ、市町村による「特に効率的な施業が可能な森林」の設定を支援し、植林を積極的に進めます。	道・市町村・林業事業者
	○植林・下刈り作業の省力化・低コスト化 ・コンテナ苗※の活用等による単位面積当たりの植林本数の低減、下刈り※年数の短縮などによる施業の低コスト化や、機械地拵えの促進による省力化などに取り組みます。	道・林業事業者・研究機関
クリーンラーチ※苗木の増産	○種子の増産に向けた採種園の整備 ・クリーンラーチ※採種園※の整備について、民間事業者に対する技術指導を行うとともに、道有採種園の計画的な改良・整備に取り組みます。	道・林業事業者等・研究機関
	○さし木苗の増産 ・さし木※苗生産者に対する育苗技術の指導や普及に取り組みます。 ・新たな育苗技術の導入に向けた技術的検証に取り組みます。	道・苗木生産者・研究機関
適切な間伐※等の推進	○手入れが行われていない森林の整備 ・森林経営管理制度※等に基づき、市町村、林業事業者※と連携し、間伐※等手入れが行われていない森林の整備を進めます。	道・市町村・林業事業者

#### 〈達成すべき指標〉

重点取組指標①	令和元年度 (2019年度)	令和13年度 (2031年度)
植林面積	9,889 ha	13,000 ha

## 重点取組② 広葉樹資源の育成・有効活用

利用可能な資源の多様化を図るため、「広葉樹資源の的確な把握」、「広葉樹を活かした森林施業※」及び「原木の供給と利用の拡大」に取り組み、広葉樹資源の価値を高めます。

### 〈目指す姿〉

広葉樹資源の情報を関係者が共有し、付加価値を高め有効に活用

### 〈取組の具体的な内容〉

区分	取組内容	行動主体
広葉樹資源の的確な把握	○資源情報の精度向上を図る手法の確立 ・航空レーザ計測※等の新たな資源把握手法を確立し、広域にわたる広葉樹の位置や資源量の効率的な把握に取り組みます。	道、市町村、林業事業体、研究機関
広葉樹を活かした森林施業	○北海道らしい多様で健全な森林づくり ・広葉樹と混交している人工林や多段林の様相を呈している天然林において、森林の現況に応じて、生物多様性の保全にも配慮しながら、人工林の針広混交林※化や、活力ある広葉樹天然林の育成を進めます。	道（道有林）、市町村、研究機関
原木の供給と利用の拡大	○原木の供給体制の構築 ・採材や仕分けの効率化などにより、伐出した広葉樹資源の付加価値を向上させるための研修会等を実施します。 ・売り手（所有者や伐採事業者）と買い手（工場）をつなぐ広葉樹などの取引情報等の発信を行います。	国、道、市町村、林業事業体、製材工場、業界団体、研究機関
	○付加価値の高い利用の拡大 ・木材関係団体等と連携して、HOKKAIDO WOOD※のパフレットやHPで広葉樹製品の特徴や魅力などのPRを行い、ブランド力の強化を図ります。 ・日用品や家具など、道民の生活に身近な様々な用途での具体的な使用事例について、効果的にPRし、利用拡大を推進します。	道、関係団体、企業、研究機関

### 〈達成すべき指標〉

重点取組指標②	令和4年度（2022年度）～ 令和13年度（2031年度）の10年間
針葉樹人工林から針広混交林※に誘導する面積	13,000 ha

### 重点取組③ 道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化

今後、一般民有林からの伐採増加が見込まれる「トドマツ人工林材」を最大限に有効活用するため、「トドマツ資源の的確な把握」、「原木の安定供給」及び「市場が求める製品の生産」に取り組み、品質や性能の確かな建築材としての供給力を強化します。

#### 〈目指す姿〉

集約化されたトドマツ人工林が計画的に伐採され、建築材としての利用が拡大

#### 〈取組の具体的な内容〉

区分	取組内容	行動主体
トドマツ資源の的確な把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源情報の的確な把握</li> <li>・UAV や航空レーザ計測<sup>*</sup>、衛星画像など実用化された先進技術を活用し、高精度の森林調査や資源管理などに取り組みます。</li> <li>・森林所有者等が資源状況をオンラインで把握する計画的な森林づくりを展開します。</li> </ul>	道、市町村、林業事業体、業界団体、研究機関
原木の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原木の安定的な供給体制の構築</li> <li>・北海道森林管理局や関係団体等と連携し、需給状況を踏まえた原木の安定供給に取り組みます。</li> <li>・森林所有者等に対する森林経営計画<sup>*</sup>の作成促進や市町村に対する技術支援などにより、面的なまとまりによる森林の経営管理を推進します。</li> <li>・森林組合法の改正を踏まえ、販売規模の拡大等に向けた組合間の多様な連携等の取組を促進します。</li> <li>・傾斜や林地生産力などの自然条件や集落からの距離などの社会的条件が良い人工林を中心に、路網<sup>*</sup>を重点的に整備します。</li> </ul>	国、道、市町村、関係団体等
市場が求める製品の生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○品質・性能の確かな建築材の生産</li> <li>・道産建築材の確実な供給を求めるプレカット工場等と、安定した需要を求める製材工場とのマッチング支援に取り組みます。</li> <li>・市場が求める製品の生産に向けて、乾燥施設等の整備への支援を行います。</li> </ul>	道、製材工場・プレカット工場・工務店等、業界団体

#### 〈達成すべき指標〉

重点取組指標③	令和元年度 (2019年度)	令和13年度 (2031年度)
品質・性能の確かな建築材の生産比率	58 %	75 %

## 重点取組④ 森林づくりを担う「人材」の確保

全道で人口減少と高齢化が進む中、道内外から広く、森林づくりを担う人材を確保するため、「担い手の育成・確保」及び「林業事業体※の経営力強化」に取り組みます。

### 〈目指す姿〉

森林づくりに必要な人材が確保され、高度な知識・技術を持った人材が地域で活躍

### 〈取組の具体的な内容〉

区分	取組内容	行動主体
担い手の育成・確保	○造林・種苗分野における担い手確保 ・地域協議会などと連携し、地拵えや下刈り作業等の機械化などを通じ、軽労化を推進します。 ・年間を通じた就業を促進するため、冬期間の仕事の確保などの就業体制づくりに取り組みます。	国、道、市町村、関係団体等、林業事業体
	○道内外へ向けた林業の魅力発信 ・SNS等の多様なツールを活用し、林業の魅力を発信します。 ・移住定住施策や他の一次産業とも連携して人材の呼び込みを行います。	
	○地域協議会を活用した取組の推進 ・高校等において、林業の魅力発信や事業体とのマッチングを行います。	
	○北森カレッジにおける人材の育成等 ・地域や産学官と連携し、道内各地域の特徴ある森林を活用した実践的なカリキュラムによる教育を行います。	
	○体系的なキャリア形成 ・ICT※等の最新技術を含め、段階的かつ体系的な研修を実施します。	
林業事業体※の経営力強化	○経営力の向上 ・林業事業体登録制度を活用し、経営改善につながるセミナーの実施などにより経営体質の強化に取り組みます。 ・各種補助制度等の情報発信を行います。	道、林業事業体、関係団体等
	○労働安全衛生の確保 ・労働災害の発生要因や傾向等を把握し、安全パトロールの強化、安全衛生装備の充実、安全教育の徹底など、実効性のある対策を重点的に実施します。 ・安全衛生確保に必要な装備等の導入を支援します。 ・死亡災害の発生頻度が高い伐倒作業の機械化を促進します。	道、林業事業体、関係団体等
	○就業環境の改善による定着の促進 ・OJTによる教育方法等の改善を支援します ・若手林業従事者等によるネットワークづくりを支援します。	道、関係団体等、市町村、林業事業体

### 〈達成すべき指標〉

重点取組指標④	平成28年度(2016年度)～ 令和2年度(2019年度)の5年間	令和4年度(2022年度)～ 令和13年度(2031年度)の10年間
新規参入者数 (臨時を除く)	764人 (平均153人/年)	1,600人 (平均160人/年)

## 重点取組⑤ スマート林業による効率的な施業の推進

今後見込まれる労働人口の減少や木材生産量の増加に対応するため、「造林※・保育※作業の効率化」及び「素材生産※作業の効率化」に取り組み、ICT※等の先進技術を幅広く活用した「北海道らしいスマート林業※」を推進します。

### 〈目指す姿〉

北海道の特性を活かした先進技術の導入により、安全で働きやすく、効率的な森林施業※と需要に応じた木材の安定供給が展開

### 〈取組の具体的な内容〉

区分	取組内容	行動主体
造林※・保育※作業の効率化	○林業機械や遠隔操作技術等の活用による省力化 ・下刈り等の機械化を進めるための実証・普及促進に取り組みます。 ・地拵え作業を軽減する伐採・造林一貫作業システムの実証・普及促進に取り組みます。 ・ドローンを用いたコンテナ苗木※運搬の実証などに取り組みます。 ・傾斜地でも走行可能な造林機械の遠隔化・自動化を図るための技術開発や実証の促進に取り組みます。	道、事業者、研究機関
	○リモートセンシング※技術を用いた造林地管理 ・造林※地や苗木の植栽位置のマッピングによる作業員の誘導や機械作業への応用などのシステムの実証などに取り組みます。	道、研究機関
素材生産※作業の効率化	○ICTハーベスタによる生産管理の実証・普及 ・需要に応じた採材による効率的で生産性が高い木材サプライチェーンマネジメント構築に向けた実証・普及に取り組みます。 ・地域課題の的確な把握や円滑な技術導入を目的とした意見交換会などを開催します。	国、道、市町村、林業事業者、製材工場・業界団体、研究機関、メーカー
	○データ共有する通信環境の整備 ・特定の区域やオフラインでもデータを共有、蓄積できる技術等の実証を行います。	国、道、市町村、林業事業者、研究機関、メーカー

### 〈達成すべき指標〉

重点取組指標⑤	令和元年度 (2019年度)	令和13年度 (2031年度)
林業事業者の生産性 (畝当)	9.1 m <sup>3</sup> /人日	13.0 m <sup>3</sup> /人日

## 重点取組⑥ HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大

道民の暮らしに道産木材製品が定着し道産木材の需要拡大が図られるよう、「『HOKKAIDO WOOD※』のブランド力の強化」及び「住宅や建築物等における道産木材の利用促進」に取り組みます。

### 〈目指す姿〉

道民の身近に道産木材がある暮らしが定着

### 〈取組の具体的な内容〉

区分	取組内容	行動主体
「HOKKAIDO WOOD」のブランド力の強化	○幅広い分野の企業と連携したPR ・ゼロカーボンやSDGsなど環境配慮社会の実現に関心のある企業とロゴマークを活用した連携により普及PRを実施します。	道、関係団体、企業等
	○道産木材のプロモーションの展開 ・WebやSNS等を活用した情報の発信や、道外、海外の展示会への参加により「HOKKAIDO WOOD」ブランドの発信と、多様な道産木製品のPRを実施します。	道、関係団体、企業等
住宅や建築物等における道産木材の利用促進	○住宅での道産木材の利用促進 ・道産木材の利用を促すため、ゼロカーボンへの貢献の見える化などにより、施主や工務店等が意義や企業価値などを実感できる取組を進めます。 ・建設部と連携したイベントなどを通じて、「北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～」制度※の普及と道民生活への定着を図ります。 ・道内の製材工場等とプレカット工場・工務店等のマッチングを推進し、道産木材の利用拡大を図ります。	道、関係団体、工務店等
	○中高層建築物等の木造化・木質化 ・道庁1階ロビーや道議会庁舎をはじめ、道内の公共建築物の施工事例や木材利用の効果を広く発信し、民間建築物にも広げる取組を実施します。 ・「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度※の活用や、道産木材利用の企業メリットなどの普及を図るイベントや見学会などを実施します。 ・木造建築物等の知識・技術を有する市町村職員や設計技術者などを育成する研修会等を実施します。	道、関係団体、研究機関、企業等
	○その他の分野での道産木材の利用促進 ・内装材や家具・建具のほか日用品など道産広葉樹を活用した木製品の需要の拡大を図ります。 ・試験研究機関等と連携し、土木分野等での新たな利用を促進します。	道、研究機関等

### 〈達成すべき指標〉

重点取組指標⑥	令和元年度(2019年度)	令和13年度(2031年度)
製材・合板等の需要における道産木材の割合	69%	75%



## 1-1 森林の整備の推進及び保全の確保

### 施策推進に当たっての課題

- ・森林の有する公益的機能の高度発揮を図りながら、森林資源の循環利用※を着実に進めていくためには、地域関係者の連携・協力により、適切に森林資源を管理していくことが必要です。
- ・森林資源の充実を図っていくためには、自然条件・社会的条件を勘案した計画的な伐採及び再造林や間伐※などの森林整備※を進めることが必要です。
- ・北海道の豊かな森林をしっかりと将来に継承していくためには、水資源や生物多様性※の保全を図るためのゾーニングの指定やゾーニングに応じた森林整備※などを進めるとともに、特に公益的機能の高度発揮が求められる森林においては複層林※化・針広混交林※化を進めるなど、多様で健全な森林を育成・保全していくことが必要です。
- ・道民の安全で安心な暮らしを守るためには、治山事業※等による国土の強靱化や保安林※の適切な管理を進めることが必要です。

### 施策の展開方向

地域の特性に応じた森林の整備及び保全の確保を図るため、適切な森林管理体制を構築するとともに、資源の充実に向けた森林の整備や、多様で健全な森林の育成・保全、事前防災・減災※に向けた治山対策等を推進します。

#### (1) 森林資源の適切な管理

##### ア 森林計画の策定及び実行管理

- ・地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保を進めるため、地域森林計画を策定するとともに、市町村森林整備計画※の策定や実行管理を担う市町村への技術的な支援など、地域関係者との連携・協力を進めます。
- ・市町村森林整備計画※において、傾斜や林地生産力などの自然条件や林道からの距離が近いなど社会的条件が良い人工林については、皆伐後に原則植栽を行う「特に効率的な施業が可能な森林」として区域の設定が進むよう市町村を支援します。
- ・森林所有者に対し、森林計画制度の遵守を徹底し、適切かつ計画的な森林の管理・整備を進めるため、森林経営計画※の作成促進を図ります。

##### イ 適正な伐採と伐採後の更新の確保

- ・集材路の作設や伐採後の更新※などの森林整備※を適切に進めるため、伐採及び造林の届出制度が円滑に運用されるよう、市町村への支援を行います。
- ・適正な伐採の確保に向け、届出のない伐採の現地確認等を円滑に実施するため、衛星画像を活用した伐採箇所の効率的な把握に市町村と連携して取り組みます。

## ウ 森林情報の的確な把握と運用

- 森林情報の的確な把握を図るため、航空レーザ計測<sup>※</sup>などを活用し、高精度な画像による資源情報の精査や森林調査簿の更新を進めます。
- 森林クラウドシステム<sup>※</sup>を活用して、市町村による森林経営計画<sup>※</sup>の認定業務をはじめ、土地の所有者届出制度等の情報の林地台帳<sup>※</sup>への反映や森林経営管理制度<sup>※</sup>に基づく経営管理権集積計画の作成等が進むよう、市町村への技術的な支援を行うとともに、森林情報の精度向上を図ります。

## エ 森林所有者等への普及指導

- 適切な森林管理を進めるため、森林所有者等に対する技術・知識の普及指導を進めます。
- 地域において積極的に森林づくりなどを実践している林業グループの活動を支援するほか、専門的な技術を有し模範的な林家を指導林家として認定するなど、地域林業の指導者を育成します。

## オ 森林認証制度<sup>※</sup>の普及

- シンポジウムや意見交換会の開催等により、FM認証<sup>※</sup>やC o C 認証<sup>※</sup>の取得を促し、環境に配慮した持続可能な森林経営<sup>※</sup>の定着を促進します。

## (2) 計画的な森林の整備

### ア 優良な種苗の安定的な供給

- クリーンラーチ<sup>※</sup>などの成長や形質に優れた苗木の増産を図るため、生産者の育苗技術の向上のための技術の普及を進めます。
- コンテナ苗<sup>※</sup>の安定的かつ効率的な生産体制を構築するため、国の事業等を活用し生産施設の整備に対する支援を進めます。
- 成長や形質などに優れた母樹を育成し、優良な種子を安定的に確保するため、国有採種園<sup>※</sup>を管理する北海道森林管理局と連携を図るとともに、民間採種園<sup>※</sup>の整備に対する支援や道有採種園<sup>※</sup>の整備・維持管理を進めます。
- 種苗生産の従事者が減少傾向にある中、苗木の需要に応じた供給体制を整備するため、除草や選苗など苗木生産の機械化に向けた検討を進めます。

### イ 着実な再造林の実施

- 森林資源の循環利用<sup>※</sup>を推進するため、利用期を迎えた人工林の主伐に当たっては、公益的機能の確保に配慮した伐採を促すとともに、伐採後の着実な植林が行われるよう支援します。また、「特に効率的な施業が可能な森林」において重点的に再造林を支援します。

### ウ 間伐などの適切な保育の実施

- 森林の多面的機能<sup>※</sup>の発揮を図るため、人工林においては、下刈り<sup>※</sup>や除伐、間伐<sup>※</sup>等の保育<sup>※</sup>を適切に進めるとともに、天然林においては、必要に応じ、更新<sup>※</sup>を促す作業や間伐などの施業を進めます。

## エ 造林・保育作業の省力化

- ・造林<sup>※</sup>・保育<sup>※</sup>作業の低コスト化を図るため、植え付け作業後の生存率が高いコンテナ苗<sup>※</sup>の利用促進などにより単位面積当たりの植林本数の低減を進めるとともに、クリーンラーチ<sup>※</sup>等の初期成長の早い苗木の植林による下刈り<sup>※</sup>年数の短縮などを進めます。
- ・作業の省力化を図るため、地拵えや下刈り<sup>※</sup>等に係る機械化の促進などを推進します。

## オ 森林施業の基盤となる路網の整備

- ・森林施業<sup>※</sup>の集約化を図るため、国有林などと連携し、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網<sup>※</sup>の整備を進めます。
- ・路網<sup>※</sup>の強靱化・長寿命化を図るため、設置後一定期間を経過した林道橋梁の点検・診断を進めるとともに、計画的な改築・改良により質的な向上を図り、大型車両が安全に通行できる林道整備を実施します。

## (3) 多様で健全な森林の育成・保全

### ア 市町村などが主体となった森林整備

- ・自然的・社会的条件が悪く林業に適さない森林などについて、水源の涵養や地球温暖化<sup>※</sup>の防止など公益的機能の発揮に向け、市町村による森林経営管理制度<sup>※</sup>と森林環境譲与税<sup>※</sup>を活用した森林整備<sup>※</sup>等を促進します。

### イ 水資源の保全に資する森林の整備・保全

- ・水源涵養機能の発揮を期待する森林については、市町村森林整備計画<sup>※</sup>において水源涵養林として適切にゾーニングできるように市町村への支援などを行い、水資源の保全に配慮した森林の整備・保全を進めます。
- ・水道取水施設の集水域の森林や、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき水資源保全地域に指定している森林においては、水源かん養保安林の指定を進めるとともに、市町村森林整備計画<sup>※</sup>において道が独自に示した基準に基づく水資源保全ゾーンとして適切にゾーニングできるように市町村への支援などを行い、良質な水の安定供給に配慮した森林施業<sup>※</sup>を進めます。

### ウ 生物多様性の保全に向けた森林の整備・保全

- ・生物多様性保全機能の発揮を期待する森林については、市町村森林整備計画<sup>※</sup>において保健・文化機能等維持林として適切にゾーニングできるように市町村への支援などを行い、生物多様性<sup>※</sup>の保全に配慮した森林整備<sup>※</sup>・保全を進めます。
- ・生物多様性保全機能の発揮を期待する森林のうち、貴重な森林生態系を維持している森林については、希少な野生生物の生息・生育地に配慮した森林施業<sup>※</sup>を進めるため、市町村森林整備計画<sup>※</sup>において道が独自に示した基準に基づく生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）として適切にゾーニングできるように市町村への支援などを行い、生態系として特に重要な森林の保全を図ります。
- ・生物多様性保全機能の発揮を期待する森林のうち、河川や湖沼周辺に位置した森林については、水辺における生物多様性<sup>※</sup>の保全や濁水発生の回避に配慮した森林施業<sup>※</sup>を進め

るため、市町村森林整備計画※において道が独自に示した基準に基づく生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）として適切にゾーニングできるよう市町村への支援などを行い、水辺林の保全を図ります。

- ・ 溪流生態系に配慮した治山ダムの設置など、国土の保全と生物多様性※の保全との両立に努めます。

## エ 森林被害への対策の実施

- ・ エゾシカによる森林被害の軽減を図るため、国有林など地域の関係者と連携を図りながら、総合的な被害対策を進めます。
- ・ エゾヤチネズミやカラマツヤツバキクイムシなどによる病虫獣害の発生状況や強風による倒木などの被害状況を早期に把握し、試験研究機関と連携を図りながら、防除対策、復旧対策を進めます。

## オ 身近な森林の整備・保全

- ・ 森林における無許可開発の早期発見やゴミの不法投棄の未然防止、林野火災の予防強化などのため、地域と連携して森林パトロール※等の保全対策を実施します。
- ・ すぐれた自然美を構成している森林や地域の名所、旧跡の風致の保全上重要な森林、農地等と一体となった地域固有の景観を構成している森林を将来に継承するため、その森林の保全に努めます。
- ・ 多様で健全な森林を育成・保全するため、地域の森林づくりの指標となる試験林、展示林等の整備・保全を進めます。

## （４）胆振東部地震からの復旧

### ア 被災森林の植林等による復旧

- ・ 広範囲にわたり大規模に被災した森林の復旧を効果的に進めるため、崩壊斜面の土壌条件や傾斜などに応じた効率的な森林復旧を進めます。
- ・ 被災森林の整備と、被害を受けていない森林の施業が一体的、効率的に実施できる地区から順次、林業専用道（規格相当）や森林作業道について整備を進めます。

### イ 治山施設等の設置

- ・ 山腹崩壊箇所等の復旧に当たっては、崩壊地の状況や人家や道路、農地等の保全対象の状況を考慮し、緊急性の高い箇所から治山ダムの設置や山腹工事など治山対策を計画的に進めます。

## （５）事前防災・減災に向けた治山対策等の推進

### ア 治山対策による防災・減災対策の推進

- ・ 道民の安全で安心できる暮らしを守るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策※」等に基づき、治山事業※による山地の防災・減災※対策を進めます。
- ・ 豪雨、地震等による山地災害発生箇所の早期復旧対策を進めるとともに、山腹崩壊や土石流等が発生するリスクの高い山地災害危険地区※において、重点的な防災・減災※対策

を進め、山地災害の防止・軽減に努めます。

- ・ 河川管理者をはじめ流域全体の関係者の協働により水害を軽減する「流域治水」の取組を推進するため、荒廃した溪流等の上流域において、間伐<sup>※</sup>などの森林整備<sup>※</sup>と治山施設の設置などを一体的に実施するとともに、危険木の除去や流木捕捉式の治山ダムの設置などを進めます。
- ・ 津波から地域住民の生命・財産を守るため、「北海道海岸防災林整備基本方針」に基づき、計画的な海岸防災林<sup>※</sup>の整備を進め、津波に対する減災<sup>※</sup>機能の強化を図ります。
- ・ 山地災害の未然防止を図るため、治山パトロール<sup>※</sup>など危険地区の巡視を行うとともに、山地災害が発生するおそれのある箇所を地域住民へ提供することにより、迅速な避難に役立ててもらおうなど、地域の警戒避難態勢の充実に資する取組を進めます。

#### イ 保安林の適正な維持管理

- ・ 保安林<sup>※</sup>の有する公益的機能の維持増進により道民の豊かなくらしの実現を図るため、保安林の計画的な指定や適正な管理に努めるとともに、保安林の役割や必要性などについて広く普及を図ります。

#### ウ 森林施業による防災・減災対策

- ・ 重要インフラや集落等を保全するため、土石流等の山地災害等のリスクが高い地域の未整備森林の解消を図ります。
- ・ 特に緊急度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において森林の防災、保水機能を発揮させるため間伐<sup>※</sup>等の森林整備<sup>※</sup>を進めます。

#### エ 災害に強い林道整備（林道の強靱化）

- ・ 林業・山村地域における災害時に備えるため、特に重要な林道の整備強化を図り、森林被害の早期復旧や継続的な森林整備<sup>※</sup>対策を確保する取組を進めます。
- ・ 防災機能の強化を図るため排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化を進めます。

#### オ インフラ長寿命化対策

- ・ 老朽化が進む既存の治山施設について、施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画<sup>※</sup>）に基づき、点検・診断を実施するとともに、必要に応じて施設の補修を行うなど、計画的な長寿命化対策を進めます。

#### 関連指標（1-1 森林の整備の推進及び保全の確保）

- ・ 私有人工林面積における集積・集約化の面積割合  
令和元年度（2019年度）：70% ⇨ 令和13年度（2031年度）：75%
- ・ 山地災害危険地区<sup>※</sup>のうち土石流等のリスクが高い箇所における治山対策実施率  
令和2年度（2020年度）：66% ⇨ 令和13年度（2031年度）：90%



## 1-2 林業の健全な発展

### 施策推進に当たっての課題

- ・ 原木を安定的に供給する体制を構築するため、森林施業の集約化<sup>※</sup>や作業効率の向上により生産性を高め、森林施業の低コスト化を進めることが必要です。
- ・ 安全かつ森林の有する多面的機能<sup>※</sup>の発揮に配慮した森林施業<sup>※</sup>を実施するため、適切な施業を行い労働安全衛生を推進する健全な林業事業体<sup>※</sup>を育成することが必要です。
- ・ 優れた知識や技術を有する人材の育成を進めるとともに、特に造林<sup>※</sup>などの分野における林業従事者の確保・定着を促進することが必要です。

### 施策の展開方向

森林施業の集約化<sup>※</sup>や作業効率の向上による森林施業の低コスト化を進めるとともに、安全・適切な施業を実施する林業事業体<sup>※</sup>の育成、さらには、地域の森林づくりを担う人材の育成・確保を進めることにより、林業の健全な発展を図ります。

#### (1) 安定的な原木供給と効率的な木材生産

##### ア 森林経営計画策定等による施業集約化の推進

- ・ 森林経営計画<sup>※</sup>に基づく集約的な森林施業<sup>※</sup>を実施するため、森林施業プランナー<sup>※</sup>が行う提案型集約化施業<sup>※</sup>を促進します。

##### イ 森林施業の作業効率の向上

- ・ 効率的な森林整備<sup>※</sup>や木材生産を進めるため、傾斜や林地生産力などの自然条件や集落からの距離などの社会的条件が良い人工林を中心に、路網<sup>※</sup>を重点的に整備します。
- ・ 木材生産の効率化を図るため、高性能林業機械<sup>※</sup>と路網<sup>※</sup>を適切に組み合わせることにより現地の林況に適した作業システムの導入とその効果的な運用を促進します。
- ・ 林業の収益性を向上させるため、造林<sup>※</sup>、保育<sup>※</sup>から主伐に至るそれぞれの作業の低コスト化を進め、トータルコストの低減を図ります。

#### (2) 林業事業体の育成

##### ア 持続的・安定的経営の実現

- ・ 「北海道林業事業体登録制度<sup>※</sup>」等を活用し、経営改善につながるセミナーの実施など林業事業体<sup>※</sup>の経営力の強化を図ります。
- ・ 森林組合<sup>※</sup>間の多様な連携など、地域の森林管理の中心を担う森林組合の経営基盤の強化を図ります。
- ・ 安定的な経営を実現するため、林業事業体<sup>※</sup>等に対する適切な規模の施設整備に必要な融資等の支援制度の活用を促進します。

## イ 労働安全対策の強化

- ・他産業と比べて極めて高い水準にある林業労働災害を防止するため、関係機関と連携し、労働安全パトロールの実施や技術研修会の開催などの取組を進めるとともに、労働災害の発生要因や傾向等を踏まえ、安全衛生を確保する装備の導入支援や効果的で実効性のある対策を促進します。
- ・チェーンソーによる伐倒作業中の災害発生頻度が高いことから、地形などの状況に応じ、高性能林業機械等による安全な伐倒作業を促進します。
- ・「北海道林業事業者登録制度<sup>※</sup>」を活用し、研修会等を通じた指導により安全意識の向上やリスクアセスメント<sup>※</sup>の普及を着実に進めるなど、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業者<sup>※</sup>を育成します。

## (3) 人材の育成・確保

### ア 地域の森林づくりを担う人材の育成

- ・森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術を有し、市町村への技術的支援や森林所有者等への指導等を的確に実施するフォレスター<sup>※</sup>の育成を進めます。
- ・森林経営計画<sup>※</sup>の作成や提案型集約化施業<sup>※</sup>を的確に実施する森林施業プランナー<sup>※</sup>の育成を進めます。
- ・計画的な森林の整備を担うことができる人材を育成するため、関係団体等と連携して段階的かつ体系的な研修を進め、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカー<sup>※</sup>から、現場管理者としての指導や間伐<sup>※</sup>等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー<sup>※</sup>、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャー<sup>※</sup>までのキャリア形成の支援を行います。
- ・路網<sup>※</sup>の整備や高性能林業機械<sup>※</sup>の操作、ICT<sup>※</sup>を活用したスマート林業<sup>※</sup>の実践など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成します。
- ・北森カレッジでは、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成するため、地域や産学官と連携したオール北海道の体制により、道内各地の特徴ある森林を活用した実践的な教育により、道内各地で活躍できる人材を育成します。

### イ 林業従事者の確保・定着の促進

- ・人工林資源が利用期を迎え、林業生産活動が活発化する中で、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業者<sup>※</sup>や教育機関、市町村などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の移住希望者などへの林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。
- ・就業後は、林業事業者<sup>※</sup>による教育・能力評価手法の定着や、造林<sup>※</sup>や下刈り<sup>※</sup>などの作業の軽労化、他業種との連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりなどを促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めます。
- ・安全で働きやすい職場づくりを進めるため、労働安全衛生の確保に必要な装備や施設の

整備などに支援を行い、林業従事者の労働環境の改善を進めるとともに、退職金共済制度の加入促進など、林業従事者の福利厚生の実充に努めます。

#### 関連指標（1－2 林業の健全な発展）

- 持続的な森林経営を担い得る森林組合※の割合  
令和元年度（2019年度）：59%      ⇨ 令和13年度（2031年度）：100%
- 高性能林業機械等による伐倒の割合  
令和元年度（2019年度）：37%      ⇨ 令和13年度（2031年度）：50%
- 森林所有者等が効率的な森林施業※を行うための路網※整備の水準  
令和2年度（2020年度）：63.7m/ha      ⇨ 令和13年度（2031年度）：68.0m/ha



## 1-3 木材産業等の健全な発展

### 施策推進に当たっての課題

- ・ 森林資源の循環利用<sup>※</sup>を推進するため、住宅や公共施設、事務所や店舗などの民間施設をはじめとした多様な分野での道産木材の需要拡大を図るとともに、道内の木材需要を見据え、道産C L T<sup>※</sup>の活用などにより、中高層建築物等の道産木材の利用を促進するなど、新たな需要を創出することが必要です。
- ・ 森林資源を最大限有効に利用するため、林地未利用材<sup>※</sup>の活用や木質バイオマス<sup>※</sup>のエネルギー利用を進めることが必要です。
- ・ 道産木材・木製品の需要に応じた安定的な供給を確保するため、品質や性能の確かな製品の供給体制の構築や、生産規模に応じた加工・流通体制の整備などを進め、木材産業の競争力の強化を図ることが必要です。

### 施策の展開方向

新たな需要の創出などによる道産木材の利用の促進や、生産規模に応じた加工・流通体制の整備などによる木材産業の競争力の強化、さらには特用林産物<sup>※</sup>の生産の振興を進めることにより、森林資源の循環利用<sup>※</sup>を推進し、木材産業等の健全な発展を図ります。

### (1) 道産木材の利用の促進

#### ア 道産木材の需要拡大

- ・ 道民の身近な暮らしに道産木材の定着が図られるよう、「HOKKAIDO WOOD<sup>※</sup>」のブランド力を強化し、住宅をはじめ、店舗オフィスなどの建築物、家具、日用品といった様々な分野で道産木材を使う道民意識の醸成を進めます。
- ・ 環境配慮社会の実現に関心のある企業や二酸化炭素排出量の多い企業などに対して、道産木材の利用を働きかけるとともに、「HOKKAIDO WOOD」のロゴマークを活用し、幅広い分野の企業と連携した普及PRを進めます。
- ・ 企業等との連携のもと、WebやSNS等を活用した情報発信や、道外、海外における展示会などでのプロモーション活動を行い、道産木材の市場開拓と販路拡大に取り組みます。
- ・ 道内の森林から産出され、加工された地域材の利用を拡大するため、「北海道地域材利用推進方針<sup>※</sup>」に基づき、公共建築物や民間建築物の木造化・木質化を促進するとともに、農畜産分野・公共土木工事などでの道産木材の利用を進めます。
- ・ 住宅分野での道産木材の利用を拡大するため、工務店等との連携を図り、道産木材の利用によるゼロカーボンへの貢献の見える化や、住宅イベントなどでのプロモーション活動などを進め、「北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～」<sup>※</sup>の普及を促進するとともに、市場規模の拡大が見込まれるリフォームなどにおいて道産木材の利用を進めます。

- ・道内の製材工場等とプレカット工場・工務店等のマッチングを進め、道産建築材の利用拡大を図ります。
- ・中高層建築物や非住宅分野においては、環境配慮社会の実現に関心のある企業等と連携し、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度<sup>※</sup>などを活用して効果的なPRを実施するとともに、木造建築物等の知識・技術を有する市町村職員や設計技術者を育成するなど、都市の建築物の木造化を促進します。
- ・道庁1階ロビーや道議会庁舎をはじめ、道内の公共建築物の施工事例や木材利用の効果を広く発信し、民間建築物にも広げる取組を進めます。
- ・木の良さや木材利用の意義の普及啓発、合法性や産地が証明された木材の利用推進など、地域で産出された木材を地域で有効利用する地材地消<sup>※</sup>の取組を進めます。

#### イ 道産木材の新たな需要の創出

- ・「道産CLT利用拡大に向けた推進方針」に基づき、設計技術者などへの普及PRや供給体制の整備など、道産CLT<sup>※</sup>の需要の創出と供給体制の整備を着実に進めます。
- ・道産広葉樹を活用した内装材や家具・建具、日用品などの需要の拡大に取り組みます。
- ・道産木材の新たな市場開拓を促進するため、試験研究機関と連携し、新たな製品・技術の開発の取組を進めるとともに、土木分野での新たな利用・普及に取り組みます。

#### ウ 木育と連携した道産材利用の促進

- ・親子で参加できる木育のイベントなどを通じて、「HOKKAIDO WOOD<sup>※</sup>」のロゴマークやキャッチフレーズを活用し、道産木材を利用することによる環境負荷の低減への貢献などについて道民に発信するなど、木育活動と連携した取組を進めます。

#### エ 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

- ・森林づくりに伴って産出される木材を無駄なく利用するため、木質チップやパレット<sup>※</sup>等の木質バイオマス<sup>※</sup>のエネルギー利用の意義の普及啓発などにより、地域における利用の促進を図ります。
- ・熱供給や熱電併給施設、発電施設における木質バイオマス<sup>※</sup>の利用を促進するため、利用施設等の整備を進めるとともに、地域の関係者が連携して、既存利用に影響を及ぼさないよう原料の安定的な供給体制づくりなどを進めます。

### (2) 木材産業の競争力の強化

#### ア 品質・性能の確かな製品の供給体制の構築

- ・建築材などの付加価値の高い製品の安定供給を促進するため、品質・性能の確かな製品の生産施設や地域材の利用を拡大する加工施設等の整備に支援し、道産木製品の供給体制を構築します。

#### イ 道産トドマツ建築材の生産・流通体制の構築

- ・建築分野での道産木材の利用を拡大するため、企業間の連携を促進し、既存の乾燥施設の活用による供給ロットの拡大など、地域の特性を踏まえた道産トドマツ建築材の生産・流通体制を構築します。

### ウ 産地等の明確な道産木材・木製品の安定供給

- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき、森林認証制度<sup>※</sup>や合法木材<sup>※</sup>等証明制度を活用し、安全・安心な道産木材・木製品の安定供給を促進します。

### エ 需要と供給のマッチングの推進

- ・原木の需要者や供給者、国、道、大学などからなる協議会において、原木供給及び木材・木製品の需要動向について情報の共有を図ります。
- ・原木の安定的な供給体制の構築に向けて、国有林とも連携し、森林資源や木材需給の動向などの公表に努めます。
- ・安定的な原木供給量を確保するため、素材生産<sup>※</sup>者などの供給者と木材加工や木質バイオマス<sup>※</sup>利用施設などの需要者との協定の締結を促進します。

### オ 木材産業の経営の安定・強化

- ・木材・木製品製造業を営む事業者の経営安定・強化を図るため、木材の加工や経営の高度化等に必要な融資制度の活用を促進します。

## (3) 特用林産物の生産の振興

### ア きのこ、木炭など特用林産物<sup>※</sup>の生産振興

- ・道産特用林産物<sup>※</sup>の需要拡大を図るため、生産資材の安定確保や消費者への普及・PRなどによる需要喚起を図ります。
- ・品質、生産性の向上やコスト低減のため、施設整備など生産者の取組を支援します。

#### 関連指標（1－3 木材産業等の健全な発展）

- ・ 道産木材自給率  
令和元年度（2019年度）：60% ⇨ 令和13年度（2031年度）：70%
- ・ 道産CLT<sup>※</sup>の生産量  
令和元年度（2019年度）：626m<sup>3</sup> ⇨ 令和13年度（2031年度）：50,000m<sup>3</sup>  
〔 CLT<sup>※</sup>の原料となる道産ラミナの供給量  
令和元年度（2019年度）：960m<sup>3</sup> ⇨ 令和13年度（2031年度）：86,000m<sup>3</sup>相当 〕
- ・ 木質バイオマスエネルギー<sup>※</sup>利用量  
令和元年度（2019年度）：138万m<sup>3</sup> ⇨ 令和13年度（2031年度）：200万m<sup>3</sup>  
〔 エネルギー利用のうち熱利用量  
令和元年度（2019年度）：21.5万m<sup>3</sup> ⇨ 令和13年度（2031年度）：25.0万m<sup>3</sup> 〕
- ・ 針葉樹製材のうち建築用製材の生産比率  
令和元年度（2019年度）：37% ⇨ 令和13年度（2031年度）：45%



## 2 木育の推進

### 施策の展開方向

木育の推進に向けて、木育マイスター※や企業などによる木育活動について重点的に取り組み、「道民の理解の促進」、「青少年の学習の機会の確保」、「道民の自発的な活動の促進」を図ります。

#### 道民運動としての木育の定着

#### 重点取組⑦ 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進

道民との協働による森林づくりを実現するため、多様化する木育活動をコーディネートする木育マイスターの育成やネットワーク化を全道各地域で推進するとともに、環境保全に関心のある企業等に対して木育活動への参加を積極的に働きかけます。

##### 〈目指す姿〉

木育マイスターと企業等が連携した森林づくりや道産木材を活用したイベントが開催されるなど、木育活動が全道で展開

##### 〈取組の具体的な内容〉

区分	取組内容	行動主体
多様なニーズを踏まえた木育マイスターの育成	○木育活動をコーディネートできる人材の育成 ・研修の実施や活動機会の確保などにより、木育マイスターのスキルアップを図り、木育活動をコーディネートできる人材を育成します。	道、木育マイスター、関係団体等
	○木育マイスターのネットワーク化 ・木育活動に対する多様なニーズに応えるため、様々な得意分野を持つ木育マイスターのネットワーク化を推進します。	道、木育マイスター、関係団体等
木育活動への企業等の参加の促進	○企業等に対する木育活動への参加の働きかけ ・SDGsや温室効果ガスの排出削減など、環境保全に関心のある企業等に対して、森林づくりへの参加や木育イベントの開催などを働きかけます。 ・企業等と連携し、子どもから若い世代や大人まで多くの道民が参加しやすい木育活動を展開することにより、森林づくりへの参加や道産木材の利用を促進します。	道、木育マイスター、関係団体、企業等
	○企業等のニーズにあった森林づくり活動の促進 ・企業等の森林づくり活動に関するニーズを把握するとともに、市町村や森林所有者等と連携し、フィールドの確保や情報の提供などを行います。	道、木育マイスター、関係団体、市町村、森林所有者等

##### 〈達成すべき指標〉

重点取組指標⑦	令和2年度(2020年度)	令和13年度(2031年度)
企業等と木育マイスターが連携した木育活動の回数	81回	150回



## 2-1 道民の理解の促進

### 施策推進に当たっての課題

- ・道民に森林づくりや道産木材の利用に対する関心を持ってもらえるよう、インターネットの活用や様々なイベントを通じて情報発信を行うことが必要です。
- ・森林や木材とのふれあいの場を設け、木育の体験を通じて森林づくりや道産木材利用に対する道民の理解の促進を図ることが必要です。

### 施策の展開方向

森林の働きや、木材利用に関する情報発信の充実や、森林や木材とふれあう機会の充実などによる木育活動の推進を通じて、森林づくりや道産木材の利用に対する道民理解を促進します。

#### (1) 森林や木材に関する情報発信の充実

##### ア 森林や木材に関する情報の提供

- ・森林づくりや道産木材の利用に対する理解を深めるため、森林の働きや、林業・木材産業に関する情報、「HOKKAIDO WOOD<sup>※</sup>」の取組、「木の良さ」や地域材利用の意義などについて、SNSやホームページ、各種イベントを通じて、道民に発信します。

#### (2) 森林や木材とのふれあいの機会の充実

##### ア 道民が森林や木材とふれあう機会の確保

- ・木育活動の指導的な役割を果たす能力を有し、自らの得意分野を活かした木育活動を実施する木育マイスター<sup>※</sup>を育成し、指導力の向上を図ります。
- ・道民が様々な形で木育に参加できる機会を確保するとともに、「HOKKAIDO WOOD<sup>※</sup>」をPRするため、木育マイスター<sup>※</sup>などの指導者と連携し、道民の森<sup>※</sup>や道有林、市町村有林等を活用した森林観察会や木工教室、商業施設など様々な施設での木育イベントを実施します。
- ・平成30年(2018年)に制定した「北海道植樹の日・育樹の日条例」に定める植樹の日(5月第2土曜日)・育樹の日(10月第3土曜日)及び植樹月間(5月)・育樹月間(10月)を広く普及するとともに、国や市町村、企業やNPOなどの民間、教育関係機関等と連携し、植樹祭、育樹祭などのイベントを実施します。
- ・森林づくりに対する道民の理解を深めるとともに、木育活動への参加意欲を高めるため、児童館や保育施設等と連携した木育活動を実施します。

##### イ 森林や木材とのふれあいの場の整備

- ・多くの道民が森林とふれあうことができるよう、森林散策を楽しめる歩道の整備や、林道の安全通行の確保など、身近な場所で気軽にふれあうことのできる森林の整備・活用

を進めます。

- 道民が道産木材とふれあう場を確保するため、公共建築物はもとより民間建築物の木造化・木質化を促進します。

**関連指標（2-1 道民の理解の促進）**

- 木育に関するホームページやSNSのアクセス件数

令和元年度（2019年度）：11,927件 ⇨ 令和13年度（2031年度）：22,000件



## 2-2 青少年の学習の機会の確保

### 施策推進に当たっての課題

- ・次世代を担う青少年の森林や林業・木材への関心を高め、理解を深めていくためには、道民の森<sup>※</sup>や道有林、市町村有林など森林を活用した学習機会の確保が必要です。
- ・青少年の森林に関する学習活動を効果的に進めるには、国や市町村、教育関係機関と連携して、森林体験学習などの木育プログラム<sup>※</sup>の充実を図り、地域や学校を単位とした木育活動を実施することが必要です。

### 施策の展開方向

青少年の森林を大切にすることを培うため、道民の森<sup>※</sup>や道有林、市町村有林を活用し、国や市町村、教育関係機関と連携し、森林体験学習等の木育プログラム<sup>※</sup>を実施するなど学習の機会の確保を図ります。

#### (1) 道民の森や道有林などを活用した学習機会の確保

##### ア 道民の森<sup>※</sup>などの学習の場としての機能強化

- ・青少年の学習の機会を確保するため、道民の森<sup>※</sup>を核として、全道各地の道有林を地域の活動拠点に位置付け、学習の場としての活用を図ります。
- ・森林体験学習の内容を充実させるため、木育プログラム<sup>※</sup>の開発を行い、道民の森<sup>※</sup>及び道有林において実施します。
- ・利用者の安全確保を図るため、道民の森<sup>※</sup>の各施設における長寿命化対策等を行います。

#### (2) 国や教育関係機関等と連携した学習機会の確保

##### ア 青少年のための木育活動の促進

- ・森林づくりや道産木材の利用に対する教育関係者等の理解を促進することにより、学校での森林環境教育<sup>※</sup>や緑の少年団<sup>※</sup>の活動などの充実を図ります。
- ・青少年を対象とした木育活動を推進するため、木育マイスター<sup>※</sup>、企業やNPOなどの民間、国や市町村、緑の少年団<sup>※</sup>等と連携し、各市町村の「げんきの森<sup>※</sup>」等を活用した森林体験学習会などを開催します。
- ・青少年が森林や木育について学ぶ木育プログラム<sup>※</sup>を教育関係者等との連携により開発し、学校での利用を促進します。

### 関連指標 (2-2 青少年の学習の機会の確保)

- ・ 青少年向け木育教室等の実施回数

令和2年度(2020年度)：218回 ⇨ 令和13年度(2031年度)：370回



## 2-3 道民の自発的な活動の促進

### 施策推進に当たっての課題

- ・令和3年（2021年）の全国育樹祭の本道開催を契機に、木育活動の輪を一層広げることが必要です。
- ・様々な活動の情報の発信により、道民の木育活動への参画を促すことが必要です。
- ・民間主体の木育活動の充実を図るため、企業やNPOなどの参加を促進し、活動を支援することが必要です。

### 施策の展開方向

道民の木育活動への参画と企業やNPOなど民間主体の木育活動の促進に資する情報提供や木育マイスター\*のスキルアップなどにより、活動内容の充実を図り、道民の自発的な活動を促進する環境づくりを進めます。

### (1) 道民の自発的な活動の拡大・充実

#### ア 地域における自発的な活動のための環境づくり

- ・道民の木育活動への参画を促すため、SNSやホームページなどを活用し、地域で実施される木育活動の内容や日程などの情報発信を行います。
- ・企業やNPOなど民間の木育活動への理解や参画を促進するため、国や市町村と連携した働きかけを行います。
- ・木育活動に対する多様なニーズに応えるため、木育マイスター\*のスキルアップを図り、木育活動をコーディネートできる人材を育成するとともに、様々な得意分野を持つ木育マイスターのネットワーク化を推進します。

#### イ 民間主体の木育活動の促進

- ・SDGsや温室効果ガスの排出削減など環境保全に関心のある企業等に対して、森林づくりへの参加や木育イベントの開催などを働きかけます。
- ・企業等と連携し、子どもから若い世代や大人まで多くの道民が参加しやすい木育活動を展開することにより、森林づくりへの参加や道産木材の利用を促進します。
- ・企業等の森林づくり活動に関するニーズを把握するとともに、市町村や森林所有者等と連携し、森林づくり活動のフィールドの確保や情報の提供を行うなど、企業が森林づくり活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・企業や国、市町村、林業関係団体を構成員とする協議会を設置し、情報・意見の交換を行うなど、企業等と森林所有者が連携した森林づくりを進めます。
- ・道民の自発的な木育活動の場を確保するため、道民の森\*や道有林のフィールドの提供、各市町村の「げんきの森\*」等に関する情報提供などを実施します。
- ・民間主体の木育活動の充実を図るため、木育マイスター\*を企業やNPOなどに紹介し、

連携を促進します。

#### ウ 豊かな海と森林づくり活動の促進

- ・ 漁協女性部が市町村や地域住民と連携して取り組んでいる「お魚殖やす植樹運動<sup>※</sup>」を促進します。

#### 関連指標（2-3 道民の自発的な活動の促進）

- ・ 企業等と木育マイスターが連携した木育活動の回数【重点取組指標⑦の再掲】  
令和2年度(2020年度)：81回 ⇨ 令和13年度(2031年度)：150回



### 3 山村地域における就業機会の確保等

#### 施策推進に当たっての課題

- ・人口減少対策が喫緊の課題となる中、森林の恵みを将来にわたり享受していくには、森林管理を担う山村地域の活性化が重要であるため、森林資源を生かした産業育成による就業の場を創出することにより、多様な就業機会を確保することが必要です。
- ・山村地域の住民はもとより、都市からの移住を希望する人が快適で安心できる暮らしを確保するためには、生活環境などの整備を進めていくことが必要です。

#### 施策の展開方向

森林づくりの担い手の生活基盤としての役割を果たしている山村地域の活性化を図るため、通年就業体制づくりや地域資源としての森林を活用した就業機会の確保とともに、生活環境の整備を進めます。

#### (1) 山村地域における就業機会の確保等

##### ア 通年就業体制づくりの促進

- ・年間を通じた就業機会を確保するため、冬期間の仕事の確保、複数の作業に従事できる従事者の育成による就業体制づくりを進めます。

##### イ 山村への移住定住の促進

- ・山村での就業機会を創出し、移住定住を促進するため、森林資源や森林空間を活用した新たな産業の創出に向けた地域活動や地域内の他産業との連携による多様な働き方への対応等を支援します。

##### ウ 生活環境に係る施設の整備

- ・山村地域を活性化し、林業就業者等や都市からの移住者等の定住化を促進するため、公共施設等の木造化・木質化等を通じて必要な施設の整備を地域の特性に配慮して進めます。

##### エ きのこと、木炭など特用林産物<sup>※</sup>の生産振興

- ・道産特用林産物<sup>※</sup>の需要拡大を図るため、生産資材の安定確保や消費者への普及・PRなどによる需要喚起を図ります。
- ・品質、生産性の向上やコスト低減のため、施設整備など生産者の取組を支援します。

#### (2) 山村地域における関係人口の拡大

##### ア 地域資源としての森林を活用する産業の育成

- ・森林から生産される木材や特用林産物<sup>※</sup>を活用した特産品づくり、森林空間を活用した

新たな産業づくりなどに向けた地域活動を促進し、若者が定住できる多様な就業機会の創出を進めます。

- 就業機会の確保と林内に残された幹や枝などの林地未利用材<sup>※</sup>の活用を図るため、木質バイオマス<sup>※</sup>を利用した産業を育成します。

#### イ 都市部と山村地域との交流

- 都市住民との交流による新たな就業機会を創出するため、木育マイスター<sup>※</sup>などの活動への支援や地域関係者間の連携によるU I ターンの受け入れの促進を図ります。
- 都市部と山村地域の交流を進めるため、森林体験プログラムを取り入れたワーケーション<sup>※</sup>や企業研修など、道民の森をはじめとした道内の森林空間の活用を促進します。

#### 関連指標（3 山村地域における就業機会の確保等）

- 通年雇用者割合

令和元年度（2019年度）：67% ⇨ 令和13年度（2031年度）：77%



## 4 森林づくりに関する技術の向上

### 施策推進に当たっての課題

- ・森林整備<sup>※</sup>の推進や林業・木材産業等の健全な発展のためには、森林づくりに関わる道民、森林所有者、林業事業者<sup>※</sup>などの多様な要請を踏まえ、試験研究機関との連携を十分に図るとともに、研究成果の普及と指導により、適切な森林管理や木材利用を進めていくことが必要です。
- ・地球温暖化<sup>※</sup>など地球環境問題<sup>※</sup>への世界的な関心の高まりに対応するためには、森林づくりに関する国際協力の推進が必要です。

### 施策の展開方向

森林づくりに役立つ技術の向上を図るため、試験研究機関との連携により適切な森林管理や木材利用に関する技術の普及と指導を進めるとともに、森林づくりに関する技術交流を推進します。

#### (1) 試験研究及び技術開発

##### ア 道民や企業等の地域ニーズの的確な把握

- ・適切な森林管理や木材利用を促進するため、試験研究機関と連携し、道民や企業等の地域ニーズの的確な把握と研究課題への反映の取組を進めます。

##### イ 試験研究機関との連携

- ・森林の整備の推進及び保全の確保並びに林業・木材産業等の健全な発展を図るため、試験研究機関との連携のもと、持続的な森林経営、森林の有する多面的機能<sup>※</sup>の持続的な発揮、身近なみどり資源の活用促進、生産性を向上させる林業機械の開発、林産物の需要拡大と高付加価値化、加工技術や生産・流通システムの高度化等に向けた試験研究や技術開発を進めます。
- ・ゼロカーボン北海道<sup>※</sup>の取組を推進するため、炭素固定能が高く、成長の早い種苗の増産、森林及び伐採木材製品による炭素吸収量・貯蔵量の評価、道産木材を利用した都市の木造化・木質化、土木分野における新たな活用、木質バイオマス<sup>※</sup>の利用促進などについて、特に連携を強化して進めます。
- ・スマート林業<sup>※</sup>の取組を推進するため、ICT<sup>※</sup>やAI、リモートセンシング<sup>※</sup>等の先端技術を活用した森林資源量の把握、造林<sup>※</sup>作業の高度化、森林被害の早期把握や復旧対策、道産木材の性質の把握や生産・流通の効率化などについて、特に連携を強化して進めます。

#### (2) 技術の普及と指導

##### ア 普及指導の推進

- ・適切な森林管理や木材利用を促進するため、試験研究機関と連携し、研究成果の地域への定着に向けた普及指導を進めます。

#### イ ニーズに応える森林管理や木材利用技術の普及と指導

- ・地域の多様で高度な要請に的確に対応するため、森林所有者をはじめとする川上から川中・川下に至る幅広い関係者と連携し、森林づくりに関する技術・知識の普及指導を進めます。

#### ウ 森林づくりに関する技術交流の促進

- ・林業技術の発展を図り地球規模での環境保全に貢献するため、試験研究機関と連携し、技術者・研究者の派遣・受入など森林づくりに関する技術交流や国際協力の取組を進めます。

#### 関連指標（4 森林づくりに関する技術の向上）

- ・ 技術の向上を目的とした研修等の取組件数

令和元年度（2019年度）：61回 ⇨ 令和13年度（2031年度）：77回

## 5 道民の意見の把握等

### 施策推進に当たっての課題

- ・ 森林づくりに対する道民の意見を反映させるためには、定期的なモニター調査等により道民意見を把握するとともに、企画、計画段階から道民が参加する森林づくり活動の取組を進めていくことが必要です。
- ・ 地域の特性に応じた森林づくりを進めるためには、道民の関心のある身近な森林の状況や様々な情報を的確に把握・収集し、効果的に公表することが必要です。

### 施策の展開方向

道民、森林所有者、事業者と情報を共有しながら、森林づくりを適切に進めていくため、森林づくりに対する道民意見を把握するとともに森林づくりに関する情報を収集します。

#### (1) 森林づくりに対する道民意見の把握

##### ア 道民意見の把握

- ・ 森林づくりの具体的な取組に道民意見をより反映するため、森林づくりに対する期待など道民意見の把握に努めます。
- ・ 地域の意見を把握するため、総合振興局・振興局等における森林づくりに関する現地見学の実施や意見交換会の開催を進めます。

##### イ 森林づくり活動の企画・計画段階からの道民の参加

- ・ 地域の特性に応じた森林づくりを推進するため、地域住民の参加による企画の立案や計画の策定を進めます。
- ・ 企画や計画の実行段階において、道民意見の反映に努めます。

#### (2) 森林づくりに関する情報の収集

##### ア 森林情報等の収集

- ・ 森林の管理及び整備の基礎となる森林所有者情報や資源情報の的確な把握・管理に努めます。
- ・ 森林づくりに関する相談や情報ニーズに対応するため、森林の働きや森林・林業・木材産業等に関する情報、道民にとって身近な景観や草花などの情報を収集します。

##### イ 森林情報の効果的な公表

- ・ 森林づくりに関する情報をSNSや道のホームページなどを活用して効果的に公表します。

### 関連指標（5 道民の意見の把握等）

- ・ 道民が参加する森林づくり関連事業の実施件数  
令和元年度(2019年度)：53件 ⇨ 令和13年度(2031年度)：80件



## 6 道有林野の管理運営

### 施策推進に当たっての課題

- ・道民の財産である道有林の多面的機能<sup>※</sup>の持続的な発揮を図るためには、森林の現況に応じて、積極的な主伐・再造林、人工林の針広混交林<sup>※</sup>化、活力ある天然林の育成といった多様で先導的な森林づくりを進める必要があります。
- ・地域の林業・木材産業の成長産業化の実現に貢献するために、道有林のもつ資源や技術力を活用して、森林施業<sup>※</sup>の低コスト化に資する技術開発に先導的に取り組むなど、地域貢献に取り組む必要があります。

### 施策の展開方向

道有林の多面的機能<sup>※</sup>の持続的な発揮や地域の振興を図るため、森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくりに取り組むとともに、資源や技術力を活用した地域貢献を進めます。

#### (1) 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり

##### ア ICT<sup>※</sup>を活用した森林資源の把握

- ・自然条件や社会的条件を踏まえて、施業実施箇所を適切に選定し、計画的に事業を実施するため、航空レーザ計測<sup>※</sup>などのICT<sup>※</sup>を活用して広範囲の森林資源を効率的に把握します。

##### イ 積極的な伐採・再造林

- ・自然条件や社会的条件が良い人工林について、生物多様性<sup>※</sup>の保全などの公益的機能の発揮に配慮しつつ、計画的な伐採と着実な再造林を積極的に進めます。

##### ウ 天然力を活用した森林づくり

- ・広葉樹と混交している人工林や上層・中層・下層の多段林の様相を呈している天然林においては、森林の現況に応じて人工林の針広混交林<sup>※</sup>化、活力ある天然林の育成を行い北海道らしい多様で健全な森林づくりを推進します。

#### (2) 資源や技術力を活用した地域貢献

##### ア 森林施業の低コスト化・省力化の推進

- ・植林や下刈り<sup>※</sup>等の労働環境を改善するため、単位面積当たりの植林本数の低減や造林<sup>※</sup>作業の機械化など低コスト化・省力化につながる施業方法の実証・普及等に取り組みます。
- ・植林可能な時期の拡大が期待されるコンテナ苗<sup>※</sup>を活用して、少ない労働者で、効率的に植林を実施するとともに、下刈り<sup>※</sup>の年数を短縮するため、成長が早いクリーンラーチ<sup>※</sup>や、グイマツ雑種F1などのカラマツ類の植林を推進します。

- ・木材生産の効率化を図るため、ICTハーベスタなど先進的な高性能林業機械<sup>※</sup>の導入を促進するほか、機械での作業が容易な列状の間伐<sup>※</sup>を推進します。

#### イ 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成

- ・事業量の安定的な確保により、地域の林業事業体<sup>※</sup>を育成するため、計画的な事業の発注に努めます。
- ・林業事業体<sup>※</sup>による計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、林業事業体と長期の協定を締結し、道有林内の一定の区域において連携して森林整備<sup>※</sup>に取り組みます。

#### ウ 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

- ・地域の木材需要に応えるため、計画的な原木供給を基本とするとともに、地域の木材需給動向が急激に変化した場合には、必要に応じて原木供給の弾力的な調整を実施します。
- ・地域の木材需要に応えるため、素材生産<sup>※</sup>事業者や木材加工工場等と協定を締結し、トドマツ大径木、林地未利用材<sup>※</sup>、森林認証<sup>※</sup>材、広葉樹材などの原木を供給します。

#### エ 企業等と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道<sup>※</sup>への貢献

- ・環境保全に関心のある企業等と連携した森林づくりを進めるため、オフセット・クレジットを共同で販売している市町と連携してクレジットの販売に取り組みます。

#### オ 胆振東部地震被災地の復旧

- ・植林などの実証試験を実施するほか、率先して被災地の復旧を進め、地域の森林所有者等に復旧方法を普及します。

#### カ 道有林の森林づくりを担う人材の育成

- ・天然力を活用した森林づくりを推進するため、天然林を見極める確かな目、自然の力を引き出す技術、創意工夫の精神などの知見や技術の継承に努めるとともに、ICT<sup>※</sup>などの最新技術を取り入れ、技術力の向上を図ります。

#### 関連指標（6 道有林野の管理運営）

- ・ 道有林における育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積

区分	令和元年度（2019年度）	令和13年度（2031年度）
育成単層林	119千ha	110千ha
育成複層林	82千ha	91千ha
天然生林	408千ha	407千ha

- ・ 道有林における森林づくりに伴い産出される木材の量

平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までの実績平均：52.2万m<sup>3</sup>

⇒ 令和13年度（2031年度）：59.5万m<sup>3</sup>